令和5年度版 診療報酬等 請求の手引き



島根県国民健康保険団体連合会

目 次

第1部 診療報酬等

1. 提出期限	• 1
2. 請求方法	. 2
(1) オンラインによる請求	. 2
(2) 光ディスク等による請求	
(3) 紙による請求	12
3. 審査結果にかかる通知等	20
(1) 増減点等及び返戻通知書	21
(2) 資格確認結果連絡書	22
(3) 過誤・再審査結果通知書	24
4. 取下げ・再審査	
	26
	28
	30
	30
【留意点】本人・家族欄種別番号と給付割合について	
(3/)3=7=7=7=7=7=7=7=7=7=7=7=7=7=7=7=7=7=7=7	31
	32
【留意点】特記事項欄の「02長」又は「16長2」記入について	
(事例4) 国保・公費10併用・70歳未満・区分イ・高額発生①	
(事例5) 国保・公費10併用・70歳未満・区分イ・高額発生②	
(事例6) 国保・公費15併用・70歳未満・区分ウ・高額発生	35
(事例7) 国保・公費15併用・「02長」あり・70歳未満・区分工・高額発生	36
(事例8) 国保・公費15併用・70歳未満・区分オ・高額発生①	37
(事例9) 国保・公費15併用・70歳未満・区分オ・高額発生②	38
(事例10) 国保・公費15併用・70歳未満・区分オ・高額発生③	39
(事例11) 国保・公費54併用・70歳未満・区分ウ・高額未発生	40
【留意点】難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)について	
(事例12) 国保・公費54併用・70歳未満・区分工・高額発生	41
(事例13) 国保・公費54併用・70歳未満・区分工・高額発生	42
(事例14) 国保・公費54併用・70歳未満・区分ウ・高額発生	43

(事例15) 国保・単独・高齢受給者・区分工・高額未発生	44
【留意点】高齢受給者(70歳~74歳)にかかる窓口負担額について	
「本人・家族」、「給付割合」及び「特記事項」欄の不一致について	
(事例16) 国保・単独・高齢受給者・区分オ・高額発生	45
【留意点】摘要欄への所得区分の記入について	
(事例17) 国保・公費10併用・高齢受給者・区分工・高額未発生	46
(事例18) 国保・公費10併用・高齢受給者・区分工・高額発生	47
(事例19) 国保・公費54併用・高齢受給者・区分才・高額発生	48
(事例20) 国保・公費54併用・高齢受給者・区分工・高額発生	49
(事例21) 国保・単独・高齢受給者・区分ウ・75歳到達月・高額発生	50
【留意点】75歳到達月における記入事項①	
(事例22)後期高齢・単独・区分キ・75歳到達月・高額発生	51
【留意点】75歳到達月における記入事項②	
(事例23)後期高齢・単独・区分力・配慮措置対象	52
【留意点】配慮措置対象者の記入事項	
(事例24) 後期高齢・単独・区分力・配慮措置対象外	53
【留意点】配慮措置対象外の記入事項	
【参考1】自己負担割合と高額療養費制度における自己負担限度額	
【参考2】第三者の不法行為にかかるレセプト	
交通事故等による傷病届(事故はがき)	56
第2部 地方単独医療費	
为2000年强色深矣	
1. 提出期限	57
つ	$\Gamma \supset$
2. 請求方法	57
3. 請求書の返戻	57
4. レセプト及び請求書記入例	64
○福祉医療記入例(医科・歯科)○福祉医療記入例(調剤)	64
○福祉医療記入例(調剤) ····································	
○乳幼児医療等記入例(医科・圏科) ····································	
○孔刈兄医療寺記入例(調剤)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	//
巻 末	
巻 末 請求に関するQ&A	

第1部

診療報酬等

1. 提出期限

(1) オンラインによる請求

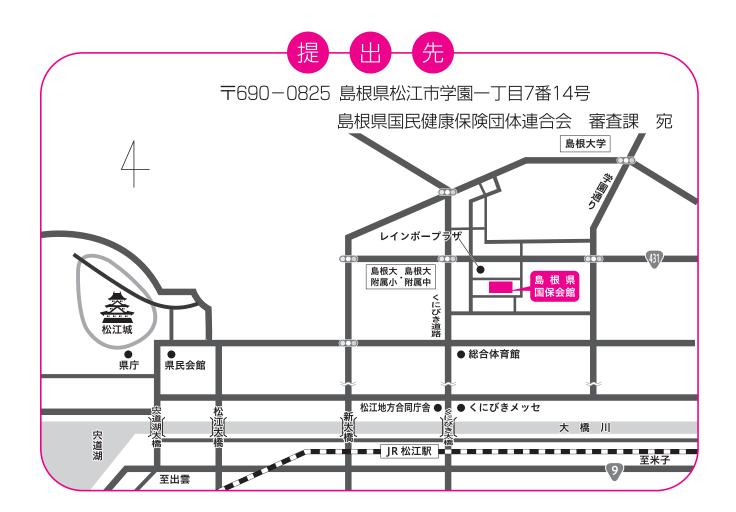
レセプトデータは、毎月10日までに送信してください。 データ送信後は、毎月12日までに必ず請求確定を行ってください。 ただし、10日までに送信が一度もない場合は請求確定ができません。

(2) 光ディスク等及び紙による請求

診療報酬請求書及びレセプト等の提出期限は、毎月10日です。 本会へ持参又は送付(10日必着)してください。

本会へ持参される場合

受付時間は土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時です。 ただし、10日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、事務所を開館し受け付けます。 なお、受付を行った証明として受領書を発行しています。



2. 請求方法

(1) オンラインによる請求

① 届 出

オンラインで請求する場合は、請求開始月の前々月の20日までに「電子情報処理 組織の使用による費用の請求に関する届出」(様式 P 4)を本会及び支払基金島根審 査委員会事務局に提出してください。

併せて、「電子証明書発行等依頼書」(様式 P 5)を支払基金島根審査委員会事務局に提出してください。様式は、本会及び支払基金ホームページからダウンロードできます。

◇「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」

【本会ホームページ】

保険医療機関・保険薬局のみなさま → 各種様式

◇「電子証明書発行等依頼書」

【支払基金ホームページ】

様式集 → 医療機関・薬局の方 → オンライン請求システム

② 確認試験(任意)

エラーの有無等を確認したい場合は、請求前に確認試験を行うことができます。本会へレセプトデータを「確認試験」ボタンで送信すると、エラーチェックの結果が返信されます。

なお、この確認試験についての届け出は不要です。

※確認試験が実施可能な期間は、毎月5日から月末の8時から21時までです。

③ 請 求

レセプトデータをオンラインで送るほか、以下については書面により提出してください(編綴方法はP12参照)。

- · 診療報酬等総括票
- ・特別療養費に係るレセプト
- ·福祉医療費請求書(社保分)
- ・乳幼児等医療費請求書(社保分)
- · 妊婦一般受診票 (請求書)
- ・乳児一般受診票(請求書)
- ・ 妊婦精密受診票 (請求書)
- ・乳児精密受診票(請求書)
- ・1歳6ヶ月児精密受診票(請求書)



資格証明書による診療に係るレセプトを作成した場合は、レセプトの上部余白に「特別療養費」と朱書きのうえ、診療報酬等総括票の上部余白に「特別療養費
〇件」と記入してください。

レセプトは診療報酬等総括票の次に編 綴し、請求書は添付しないでください。

- · 3 歳児精密受診票(請求書)
- ·新生児聴覚検査受検票(請求書)
- · 産婦健診受診票 (請求書)

④ 受付時間

オンライン請求の受付時間は次のとおりです。

- ・毎月5日から7日 8時から21時まで
- ・毎月8日から10日 8時から24時まで

オンライン請求における返戻と再請求

- ◇本会からの返戻レセプトは、次の2つの方法で受領できます。
 - ・出力紙レセプト(令和6年度中に廃止が予定されています。)
 - ・オンラインによる返戻ファイルのダウンロード※返戻ファイルは直近3か月分がダウンロード可能です。
- ◇オンライン請求医療機関等においては、令和5年4月以降の再請求はオンラインで請求 してください。
 - ※紙で再請求可能なものは次の返戻付箋が貼付されたレセプトです。 なお、紙で請求される場合は、診療報酬請求書を添付してください。

月返戻付箋

島根県国保診療報酬審査委員会

この明細書は次の理由によって返戻いたしますので、整備の上、この付箋貼付のまま次月請求分と一緒にご提出下さい。

- 11. ()番号、 番号もれ、不一致
- 12. 患者名、生年月日もれ
- 13. 診療開始日と初診料算定の不一致
- 14. 診療実日数、入院日数、初診、再診、 外来管理、指導料、往診料の不備、 回数の不一致
- 15. 転帰、治癒月日(第 病)
- 16. 投薬、注射(薬名、単位、用量)不備
- 17. 特定薬剤治療管理料の薬剤名、初回 算定年月の不備
- 18. 公費負担点数もれ、相違
- 19. 他保険者混入分

()に混入

- 20. 県外公費、県外市町村分は別に 請求書を作成して下さい。
- 21. 重複請求
- 22. 貴院依頼分
- (月日依頼分)
- 23. 一部負担金(控除額)以下の請求は不要です。
- 24. その他、別記についてご検討下さい。

電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出

電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従って電子情報処理組織の使用による費 用の請求を(【開始】・ 変更) することに関し、「療養の給付及び公費負担医療に関する 費用の請求に関する省令」の規定に基づき届け出ます。

なお、審査支払機関のオンライン請求システム利用規約に同意します。

令和○○年○○月○○日

松江市学園一丁目7番14号

島根県国民健康保険団体連合会 御中 開設者 住所 氏名

国保 太郎

医療機関(薬局)コード	9 9 9 9 9 9 9	点 数 表 区 分	医科·D	PC・歯科・調剤
保険医療機関(薬局)名	○○病院	電 話 番 号	088	52-21-2163
保険医療機関(薬局)所在地	松江市学園一丁目7番14号	郵 便 番 号	6 9 0	- 0 8 2 5
レセコンのプログラム名称	K O K U H O - 3 2	請求開始·変更年月	令和〇〇年	₣○○月請求分から
レセコンのソフトメーカー名	株式会社 島国保	パソコンの基本ソフト (OS)	os:	ウィンドウズ 10
(プログラムの作成者の氏名)		・ブラウザ	ブラウザ	: Microsoft Edge
オンライン請求システムに係る安全対 策の規程(セキュリティ・ポリシー)	有 · 無	確認試験の実施	有) · 無
電気通信回線	IP-VPN接続(IPv4) ISDN ダイヤルアップ接続 ()	IP-VPN接続 (IPv6) □オンライン資格確認と同一E □オンライン資格確認と異なる (インターネット接続 IPsec+IKE提供事業	5回線)	※ 受 付 印
備考	,		·	
		氏 名		(P)

作成要領

裏面

- 1 この様式は、保険医療機関等が電子情報処理組織の使用による費用の請求を開始又は使用しているプログラム等を変更する場合、審査支 払機関に医科、DPC、歯科及び調剤別に作成し提出する。
- 2 電子情報処理組織の使用による費用の請求を開始又は変更しようとするとき、その別を〇で囲む。
- 「点数表区分」欄には、医科、DPC、歯科及び調剤の別を〇で囲む。
- 「医療機関(薬局)コード」、「保険医療機関(薬局)名」、「電話番号」、「保険医療機関(薬局)所在地」及び「郵便番号」欄には、 保険医療機関届で届け出た記載内容を記入する。
- 5 「レセコンのプログラム名称」欄には、レセコンのソフトの名称及びシリーズ名を記入する。
- 「レセコンのソフトメーカー名」欄には、レセコンのソフトメーカー名又はプログラムの作成者の氏名を記入する。
- 「請求開始・変更年月」欄には、電子情報処理組織の使用による費用の請求を開始又は変更しようとするときに、当該診療(調剤)報酬 の請求年月を記入する。
- 8 「パソコンの基本ソフト (OS)・ブラウザ」欄には、オンライン請求システムの送信機器の基本ソフト名及びブラウザ名を記入する。 ≪記載例≫
 - OS:ウィンドウズ 10 ブラウザ: Microsoft Edge
- 「オンライン請求システムに係る安全対策の規程(セキュリティ・ポリシー)」欄の有・無を〇で囲む。
- 10 「電気通信回線」欄には、電気通信回線への接続方法がIP-VPN接続(IPv4)、IP-VPN接続(IPv6)、ダイヤルアップ接 続または、インターネット接続(IP sec+IKE)(IPsec(IETF(Internet Engineering Task Force)において標準とされた、IP(Internet Protocol) レベルの暗号化機能。認証や暗号のプロトコル、鍵交換のプロトコル、ヘッダー構造など複数のプロトコルの総称)と IKE (Internet Key Exchange; IPsec で用いるインターネット標準の鍵交換プロトコル)を組み合わせた接続)の別をOで囲む。

なお、ダイヤルアップ接続(ISDN)の場合は、専用電話番号、インターネット接続(IPsec と IKE を組み合わせた接続に限る。)の 場合は、提供事業者名を記入する。また、IP-VPN接続(IPv6)の場合は、オンライン資格確認と同一回線または、異なる回線の口に チェック「✔」し、「CAF」又は「COP」から始まる「お客さま ID」(11~13 桁の英数字)を記入する。

- 11 「確認試験の実施」欄の有・無を〇で囲む。
- 12 本届出をオンライン申請する場合は、前項までに準じるものとする。

電子証明書発行等依頼書

【保険医療機関 保険薬局 特定健康診查·特定保健指導機関】

令和 年 月 日

社会保険診療報酬支払基金〇〇審査委員会事務局 御中

電子証明書の発行(失効)を依頼します。

电丁証明音の光11	(矢効)を依頼します。									
発行等依頼種別	新規発行・	失 欬	h		1	太賴枚数			1	枚
機関種別	☑ 保険医療機関 □ 保険薬局	医療機関 (薬局)	都道府県	点数表			機関コー	K		
1956 天月 1956 アリ	□ 特定健診・特定保健指導機関	コード	3 2	1	9	9 9	9	9	9	9
機関名称	(フリガナ) 〇〇ビョウイン									
DA DA PA	○○病院									
	= 6 9 0 - 0 8 2 5									
所 在 地	松江市学園一丁目 7番 14 号									
電話番号	0852 — 21 — 2163 メールアドレス sinsa@shimane-kokuho.or.jp			r. jp						
担当部署/担当者名 審査課 国保 花子										
電子証明書	☑ レセプトのオンライン請求で使	用しま	す。							
の使用用途	□ 特定健診・特定保健指導費用の				- , ,					
- DO/11/11/2	□ レセプト及び特定健診・特定保					吏用しまっ	r			
発 行 料	☑ 診療 (調剤) 報酬支払額から控	除する	ことを希望	望します	r.					
(更新料)	□ 払込請求書による振込みを希望します。 ※ 機関種別が特定健診・特定保健指導機関の場合には、									
(24 %) (1)				「払込	請求書に	よる振込み	ケ」を選	択して	くださ	<u>، ۱</u>
注:電子証明書は社会	会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団	体連合:	会共通です。	使基						
				使用欄	受付			確認		
				1144						

【作成要領 (電子証明書発行等依頼書)】

- 1 この様式は、電子証明書を発行又は失効するとき、機関の所在する社会保険診療報酬支払基金に提出してください。
- 2 電子証明書発行事務は社会保険診療報酬支払基金で行うので、国民健康保険団体連合会への本様式の提出は不要です。 また、電子証明書はレセプトのオンライン請求、特定健診・特定保健指導費用のオンライン請求で使用できます。
- 3 電子証明書を発行又は失効しようとするとき、その別を○で囲んでください。
- 4 「依頼枚数」欄には電子証明書の「新規発行」又は「失効」を行う、電子証明書の枚数(端末台数)を記入してください。
- 5 「機関種別」欄には、該当する機関の□にチェックをし、都道府県番号、点数表(医科1・歯科3・調剤4)及び機関コードを記入してください。
- 6 「機関名称」、「所在地」欄には、保険医療機関届で届け出た記載内容を記入してください。
- 7 「電話番号」欄には、担当部署又は担当者の電話番号を記入してください。
- 8 「メールアドレス」欄にメールアドレスを記入してください。 メールアドレスをお持ちでない場合は空白のまま提出してください。
- 9 「電子証明書の使用用途」欄には、電子証明書を使用する用途の□にチェックをしてください。
- 10 「発行料(更新料)」欄は、希望する払込方法の□にチェックをしてください。 なお、機関種別が特定健診・特定保健指導機関の場合には、「払込請求書による振込み」を選択してください。

【留意事項】

- 1 電子証明書の有効期間は3年3ヵ月です。
- 2 電子証明書の発行 (更新) の際には、発行 (更新) 料として1,500円 (消費税含む) が必要です。
- 3 電子証明書の発行(更新)料は、電子証明書を申請し、その申請が承認された時点で発生します。
- 4 保険医療機関(特定健診・特定保健指導を実施している保険医療機関を含む)及び保険薬局への発行(更新)料は、電子証明書を申請し承認された月の翌々月に、診療(調剤)報酬支払額からの控除又は「電子証明書発行・更新料払込請求書」による振込みとなります。
- 5 特定健診・特定保健指導機関への発行(更新)料は、電子証明書を申請し承認された翌々月に、「電子証明書発行・更新料払込請 求書」による振込みとなります。
- 6 電子証明書の利用者の都合により電子証明書を再発行(新規発行の取扱いとなる)する場合は、発行料として1,500円が必要となります。
- 7 更新の際に、依頼書の提出は必要ありません。

(2) 光ディスク等による請求

① 届 出

光ディスク等で請求する場合は、請求開始月の前々月の20日までに「光ディスク等を用いた費用の請求に関する届出」(様式 P 7)を本会及び支払基金島根審査委員会事務局に提出してください。

② 確認試験(必須)

請求を開始する前に確認試験を行います。確認試験は、実際の請求とは別に光ディスク等に記録したデータを用いて行います。

なお、実施月の前月20日までに届け出(様式P8)が必要です。

③ 請 求

レセプトデータを記録した光ディスク等及び送付書を提出してください。

- ・光ディスク等(様式P9、P10)
- ・光ディスク等送付書(様式P11)

以下については書面により提出してください(編綴方法はP12参照)。

- · 診療報酬等総括票
- ・特別療養費に係るレセプト
- ·福祉医療費請求書(社保分)
- ·乳幼児等医療費請求書(社保分)
- ・妊婦一般受診票 (請求書)
- ・乳児一般受診票 (請求書)
- ・ 奸婦精密受診票 (請求書)
- ・乳児精密受診票(請求書)
- ・1歳6ヶ月児精密受診票(請求書)
- ・3歳児精密受診票(請求書)
- ·新生児聴覚検査受検票(請求書)
- · 産婦健診受診票(請求書)



資格証明書による診療に係るレセプトを作成した場合は、レセプトの上部余白に「特別療養費」と朱書きのうえ、診療報酬等総括票の上部余白に「特別療養費 ○件」と記入してください。

レセプトは診療報酬等総括票の次に編 綴し、請求書は添付しないでください。

※請求月の中旬に送付する「受付エラー連絡票」に出力されているデータのうちエラーコードが2000番台のものについては、再度請求が必要となるため、エラー内容を確認のうえ、改めて光ディスク等に記録して翌月以降に請求してください。

また、月遅れ分のレセプト(返戻照会分を除く)を請求する場合も、光ディスク 等に記録して請求してください。

光ディスク等を用いた費用の請求に関する届出

厚生労働大臣の定める方式に従って記録した厚生労働大臣の定める規格に適合する光ディスク等を用いた

費用の請求を

開始変更

することに関し、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」の

規定に基づき届け出ます。

令和○○年○○月○○日

住所 松江市学園一丁目7番14号

島根県国民健康保険団体連合会 御中

開設者 氏名 国保 太郎

医療機関(薬局)コード	9 9 9	9 9	9	点数表区分	医	科·	• D F	, С .	歯	科 ·		剤
保険医療機関(薬局)名	00	病院		電話番号	0852-	-21-2	163					
保険医療機関(薬局)所在地	松江市学園一丁	1 1 7 番 1 4 号		郵便番号	6	9	0	_	0	8	2	5
プログラム名称	KOKUHO-32											
ソ フ ト メ ー カ ー 名 (プログラムの作成者の氏名)	株式会社 島国保											
請求開始 · 変更年月		令和○○年○() 月 請:	求分から					1	* 5	受付戶	卸
電 子 媒 体	F D	МС	ı		0	D — 1	R					
記 録 形 式	M S-D O S/C S V 形式											
備考												

氏名

作成要領

裏面

- 1 この様式は、光ディスク等を用いた費用の請求を開始又は変更しようとするとき、保険医療機関(薬局)の所在する審査支払機関 に医科、DPC、歯科及び調剤別に作成し提出する。
- 2 光ディスク等を用いた費用の請求を開始又は変更しようとするとき、その別を〇で囲む。
- 3 「点数表区分」欄には、医科、DPC、歯科及び調剤の別を〇で囲む。
- 4 「医療機関(薬局)コード」、「保険医療機関(薬局)名」、「電話番号」、「保険医療機関(薬局)所在地」及び「郵便番号」 欄には、保険医療機関届で届け出た記載内容を記入する。
- 5 「プログラム名称」欄には、ソフトの名称及びシリーズ名を記入する。
- 6 「ソフトメーカー名」欄には、ソフトメーカー名又はプログラムの作成者の氏名を記入する。
- 7 「請求開始・変更年月」欄には、光ディスク等を用いた費用の請求を開始又は変更しようとするときに、当該診療(調剤)報酬の 請求年月を記入する。
- 8 「電子媒体」欄には、記録する電子媒体を〇で囲む。
- 9 本届出をオンライン申請する場合は、前項までに準じるものとする。

令和○○年○○月○○日

島根県国民健康保険団体連合会 御中

 住所
 松江市学園一丁目7番14号

 開設者氏名
 国保 太郎

光ディスク等を用いた費用の請求に係る確認試験依頼書

確認試験は何度でも実施 可能です。依頼書はその都 度提出してください。

光ディスク等を用いた費用の請求を開始するにあたり、確認試験を受けたいので次のとおり依頼します。

点 数 表 区 分	医 科·DPC·歯 科·調 剤 依頼回数 新 規・ 回目
医療機関(薬局)コード	9 9 9 9 9 9 1 電話番号 0852-21-2163
保険医療機関(薬局)名	○○病院
保険医療機関(薬局)所在地	〒690-0825 松江市学園一丁目7番14号
プログラム名称	KOKUHO-32
ソフトメーカー名 (プログラムの作成者の氏名)	株式会社 島国保
電 子 媒 体	F D M O CD-R
見 込 件 数	入院 · 300件 入院外 · 1,200件
備考	

《作成要領》

- 1 本依頼書は、保険医療機関(薬局)で作成する光ディスク等が厚生労働大臣の定めた記録条件仕様等に適合しているか事前に確認したい場合、保険医療機関(薬局)の所在する審査支払機関に医科、DPC、歯科及び調剤別に作成し提出する。
- 2 本依頼書の提出期日は確認試験を実施する月の前月20日までとする。
- 3 「点数表区分」欄には、医科、DPC、歯科及び調剤の別を○で囲む。
- 4 「依頼回数」欄には、新規又は何回目の確認試験依頼か記入する。
- 5 「医療機関(薬局)コード」、「電話番号」、「保険医療機関(薬局)名」及び「保険医療機関(薬局)所在地(郵便番号を含む。)」 欄には、保険医療機関届で届け出た記載内容を記入する。
- 6 「プログラム名称」欄には、ソフトの名称及びシリーズ名を記入する。
- 7 「ソフトメーカー名」欄には、ソフトメーカー名又はプログラムの作成者の氏名を記入する。
- 8 「電子媒体」欄には、記録する電子媒体を○で囲む。
- 9 「見込件数」欄には、確認試験を受ける際の見込件数を記入する。
- 10 本届出をオンライン申請する場合は、前項までに準じるものとする。

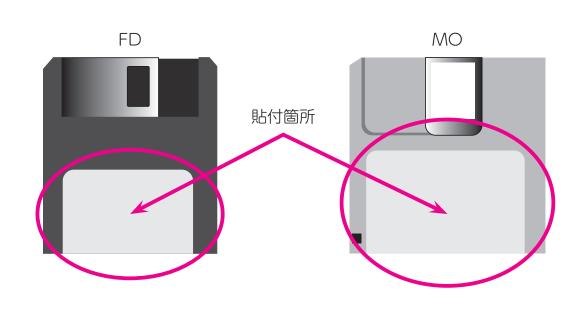
「保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する 取扱要領」に以下のとおり定められています。

電子媒体への表記

電子媒体への表記については、ファイル名(コーディングデータ)、医療機関コード、保険医療機関名称、診療月分及び提出年月日並びに支払基金又は国保連の別を記入する。

1 FD・MOへの貼付ラベル





2 CD-Rへの表記

レーベル面にシール等を貼付せずに、フェルトペン等により記入すること。

コーディングデータ

医療機関コード

保険医療機関名称

診療月分 年 月分

提出年月日 年 月 日

支払基金・・国保連



島根県国民健康保険団体連合会 御中

住 所 松江市学園一丁目7番14号

開設者

氏 名 国保 太郎

__光ディスク等送付書__

当該医療機関(薬局)のコード (7桁)を記入してください。

7/

			<u> </u>			
医療機関(薬局)コード		9 9 - 9 9 9 9 - 9				
医療機関(薬局)名称		○○病院				
点 数 表 区 分	医 科	DPC · 歯科	• 調 剤			
診療(調剤)月分	令和○○年○)○月診療(調剤)	分			
提出年月日	令和	和〇〇年〇〇月〇(⊃ 目			
媒体種類	F D	МО	CD-R			
媒体枚数		1	枚			
備考						

- ※1 本送付書は、点数表区分別に作成すること。
- ※2 点数表区分及び媒体種類については、該当に○を付すこと。

(3) 紙による請求

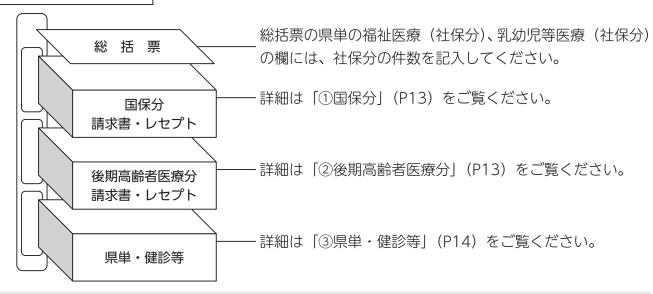
以下のものを書面で提出してください。

- ・診療報酬等総括表
- ・特別療養費に係るレセプト
- ・紙レセプト
 - ※療養の給付費等の請求の特例(電子請求の免除及び猶予)に該当する保険医療機関 又は保険薬局のみ紙レセプトで請求することができます。
- ·福祉医療費請求書(社保分)
- ·乳幼児等医療費請求書(社保分)
- ・妊婦一般受診票 (請求書)
- ・乳児一般受診票(請求書)
- ・妊婦精密受診票 (請求書)
- ・乳児精密受診票 (請求書)
- ・1歳6ヶ月児精密受診票(請求書)
- ・3歳児精密受診票(請求書)
- ·新生児聴覚検査受検票(請求書)
- · 産婦健診受診票 (請求書)

県単独医療費助成事業(以下、県単という。)請求書

母子保健法に基づく妊婦・乳児健診等(以下、健診等という。)受診票

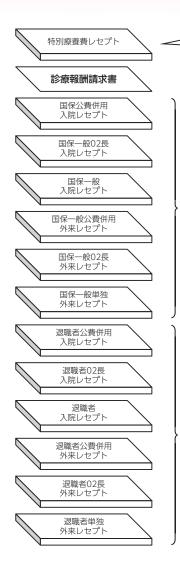
レセプトの編綴方法



【留意事項】

- ・請求書は、保険者ごとに作成してください。
- ・請求書及びレセプトは、国保分と後期高齢者医療分を別に綴じてください。
- ・7万点以上のレセプトは、請求書を別に保険者ごとに作成してください。
- ・請求書は、総括票に表示している保険者の順に並べてください。
- ・レセプトの続紙は、該当レセプトに重ねるのみとし、糊、ホッチキス等で綴じないでください。
- ・レセプト編綴の際は、糊、ホッチキス等を使用せず、一括紐で綴じてください。
- ・レセプトに参考資料やコメントを添付する場合は、レセプトと同じ大きさ(A4)の用紙を使用してください。
- ・OCRラインの印字があるレセプトを訂正して再提出する場合は、OCRライン(レセプト最下部)を二重線で抹消のうえ提出してください。

① 国保分



特別療養費レセプトの請求書は不要です。

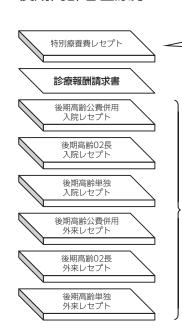
上から順に

- ① 一般・70歳以上・一般・低所得
- ② 一般・70歳以上・7割
- ③一般・本人、家族
- ④ 一般・6歳未満

上から順に

- ① 退職・本人・7割
- ② 退職·70歳以上·8割
- ③ 退職·70歳以上·7割
- ④ 退職・被扶養者
- ⑤ 退職・6歳未満

② 後期高齢者医療分



特別療養費レセプトの請求書は不要です。

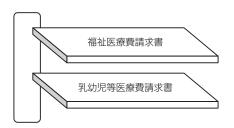
上から順に

- ① 後期高齢・9割
- ② 後期高齢・8割
- ③ 後期高齢・7割

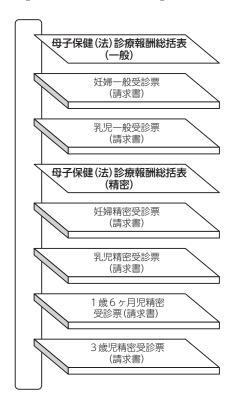
保険者ごと (請求書~明細書

③ 県単・健診等

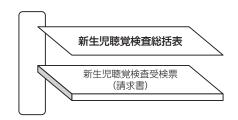
【県単分】



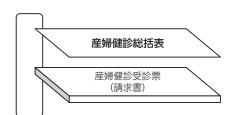
【妊婦、乳児健診分】



【新生児聴覚分】



【産婦健診分】



【留意事項】

妊婦一般健康診査、乳児一般健康診査、妊婦精密健康診査、乳児精密健康診査、 新生児聴覚検査、産婦健康診査の請求時には、以下の点にご留意ください。

総括表

- ●以下の項目について、記入漏れがないか確認のうえ、提出してください。
 - ・請求年月
 - ・市町村国保コード(実施市町村番号)
 - ・医療機関コード (実施機関番号)
 - ・保険医療機関(実施機関)の所在地、名称、開設者名
 - ・件数
 - ・請求額
- ●請求書と受診票の区分番号が一致していることを確認ください。
- ●請求額に誤りがないか確認ください。
- ●母子保健(法)診療報酬総括表について、一般健康診査と精密健康診査は それぞれ別に総括表を添付してください。

受診票

- ●以下の項目について、記入漏れがないか確認のうえ、提出してください。
 - · 対象者氏名、生年月日
 - ・担当者氏名
 - ・健診実施日
 - ・請求年月日
 - ・委託医療機関(実施医療機関)の住所、名称、氏名
 - ・検査結果
 - ・請求額
- ●健診対象者の生年月日等は、明確に記入されているか必ず確認ください。

令和 ○○ 年 ○○月分 診療報酬等総括票

保険医療機関等コード	3219999999
保険医療機関等名	○○病院

(国民健康保険分)

保険者名	一般件数	退職件数	保険者名	一般件数	退職件数
松江市	100	40	左官タイル	20	
浜 田 市	70	20	全国板金	10	
出雲市		L *L+ #=1	全国歯科		
益 田 市	- 保険者ごとに作 - してください。	午剱を集計 一	全国土木		
大田市			中央建設		
安 来 市			全国工事		
江津市					
雲南市			=+ 1/2 0 /12 15 + 2 +		
川本町			★ 該当の保険者を ★ 件数を集計して		
津和野町			一口数と来前して	(720%)	
海士町					
西ノ島町					
知 夫 村					
奥出雲町					
飯南町			県 外 計	3	30
美 郷 町			(後期高齢者医療	分)	
邑南町			県名	後期高	齢件数
吉賀町			島 根 県	1	50
隠岐の島町			広島県	20	00
島根県医師国保組合			山口県	6	50
			県ごとに件	数を集計してくだ	きい。
県内計	23	30	<u>=</u> +	4	10

(県単独医療分)	制度ごとに件数を集計・		一般•精密 ごとに件数	
乳幼児等医療(社保分)	してください。	妊婦・乳児一般健康診査	を集計して	
福祉医療(社保分)		妊婦・乳児等精密健康診査	ください。	
新生児聴覚検査		産婦健康診査		

令和○○年○○月分 診療報酬請求書(医科·歯科)

保険者コード	県コード	医療機関コード
3 2 9 9 9 9	32	9 9 9 9 9 9
保険者名 〇〇市	様	

下記のとおり請求する。 令和〇〇年 〇月 〇日 保険医療機関の 所在地及び名称 開 設 者 氏 名 松江市学園一丁目7番14号

〇〇病院 国保 太郎

国			保険					電話番		0852-21-			
						療剤	逢の給付			食事療	養・生活療	養	長件数 再掲
					件数	診療実日数	点数	一部負担金	件数	回数	金額	標準負担額	長
	般	セ 般	請	入院①				円				H H	
	七	低	求	入院外②	20	35	25, 000						
	七〇歳以上	所得)	決	入院①									
	以上	1	定	入院外②						81	- , , - , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	#=11 - 41°	
一般	<u></u>	以 上	請	入院①					区分こ	とに人防	が米別に	集計してくだる	<u>z(,°</u>
被	_	七	求	入院外②									
保険	七〇	割)	決	入院①									
者	歳	2	定	入院外②									
		被	請	入院①	10	90	170, 000		2	50	32, 00	0 13,000	
25	_	保険	求	入院外②	60	130	90, 000						
	般	者	決	入院①									
		3	定	入院外②									
		<u> </u>	請	入院①									
	-	(六歳	求	入院外②	10	13	9, 500						
	般		決	入院①					3	1			
		4		入院外②							の記載を	要する場合	
		$\widehat{}$	請	入院①				には、	記入して	ください。			
	退	本	求	入院外②	30	50	28,000						
	職	人	決	入院①									
		1	定	入院外②									
	退	以	請	入院①									
	職へ	八	求	入院外②									
退	七〇	割)	決	入院①									
職	歳	2	定	入院外②									
者	退	以	請	入院①									
67)		七	求	入院外②									
	七〇	割	決	入院①									
	歳	3	定	入院外②									
	退	- 	請	入院①									
	職	養者)	求	入院外②	10	15	12,000						
	退職(被扶		決	入院①									
	扶	4	定	入院外②									
		$\widehat{}$	請	入院①									
	退	六歳)	求	入院外②									
	職		決	入院①									
		5	5 定	入院外②									

令和〇〇年〇〇月分 診療報酬請求書(医科・歯科)

保険者コード		県コード		医	寮機	関コ-	ード			
3 2 9 9 9 9		32		9	9	9	9	9	9	9
保険者名 〇〇市	様		to S		A long					
		保険医療機関の			園一	. 丁目	7番14	4号		
下記のとおり請求する。		所在地及び名称	00	○病	院					
令和○○年 ○月 ○日		開設者氏名	国伊	呆 オ	包					
		電 話 番 号			-2163	3				
弗名和尼索 (五相)		•								

公費負	担医療(再	曷)						
法別	巨八		療養の給付			食事療養・生活療	養	備考
番号	区分	件数	点数	患者負担額	件数	金額	負担額(公費分)	1/用 /与
10	結核						-	
11	結核 (命入)							
15	更生医療							
16	育成医療		公費ごとに集計し	てください。				
19	原爆医療							
20	精神 (措置)							
21	精神通院							
23	療育医療							
24	療養介護医療							
38	肝炎医療							
51	特定疾患							
52	小児慢性							
53	児童福祉							
54	難病医療							
66	石綿医療							
79	障害児施設医療							
90	乳幼児等医療	2	2, 500	1,000				
91	福祉医療	5	3, 450	3, 500				

- 注 1. 太枠欄のみ記入してください。
 - 2. 公費再掲欄には一般、退職の入院、入院外を合算の上、記入してください。

令和〇〇年〇〇月分 診療報酬請求書(医科・歯科)

県コード

医療機関コード

32

9 9 9 9 9 9

島根県

下記のとおり請求する。 令和○○年 ○月 ○日 広域連合様

保険医療機関の 所在地及び名称 開設者氏名

電 話 番 号

松江市学園一丁目7番14号

○○病院 国保 太郎 0852-21-2163

	後期局節者医療 											
							一部負担金	件数	回数	金額	標準負担額	備考
	一般	請	入院①			.,,,	, , , ,	11.22.		円 円	円	
後	任	求	入院外②	130	250	150, 000						
期高	得	決	入院①									
齢	者 ①	定	入院外②									
		請	入院①									
39	7 宝山	求	入院外②	20	30	35, 000						
	2	決	入院①									
		定	入院外②									

公	費負担医療(再	掲)						
法別	区分	1.1 1/1	療養の給付	the late to the late	t-l stet	食事療養・生活療		備考
番号		件数	点数	患者負担額	件数	金額	負担額(公費分)	VII 5
10	結核							
11	結核 (命入)							
15	更生医療							
19	原爆医療							
20	精神 (措置)							
21	精神通院							
24	療養介護医療							
38	肝炎医療							
51	特定疾患							
53	児童福祉							
54	難病医療						-	
66	石綿医療							
79	障害児施設医療							
91	福祉医療							

- 注 1. 太枠欄のみ記入してください。
 - 2. 公費再掲欄には一般・低所得者(入院、入院外)、7割(入院、入院外)をすべて合算の上、記入してください。

3. 審査結果にかかる通知等

(1) 増減点等及び返戻通知書(P21参照)

審査の結果、減点又は返戻となった箇所及び点数等をお知らせする通知です。令和4年11月以降、減点箇所については可能なものから順次、具体的な事由を表示しています。算定要件を確認し、次月の請求にご留意ください。

なお、返戻については、本通知に併せて該当のレセプト等を返送します。

(2) 資格確認結果連絡書【原審査・再審査】(P22参照)

オンライン資格確認等システムにより振替・分割となった電子レセプトの資格情報 (保険者番号、記号・番号、枝番等)をお知らせする通知です。

該当のレセプトは振替・分割済みですので、再請求の必要はありません。

(3)過誤・再審査結果通知書(P24、25参照)

支払済みのレセプト等について、以下のような変更等が生じた場合に、その結果をお 知らせする通知です。

【過誤】

- ①保険者において被保険者の資格誤りが判明した場合
- ②保険者において同一被保険者の同一診療年月のレセプトが複数枚請求されていた ことが判明した場合
- ③ 医療機関等から取下げ依頼の申出があった場合
- ※過誤については、内容により再請求を要する場合がありますので、返戻となった 理由を確認のうえ対応してください。

【再審查】

- ①保険者からの申出により再審査を行った結果、減点となった場合
- ②医療機関等からの申出により再審査を行った結果、復活となった場合
- ※申出が認められなかった場合は、その理由を付記した文書を送付します。

	١
1	
TH	
JIIV	
गार	
+	

<□ |EX

剰 保険一部負担金や公費一部負担金に関する返戻について は、本手引きの「5.レセプト記入例」を参照ください。 舗掲 -部負担金 * 倹 団 作成 点数 点数 氓 ш 胀 健月 出 : 「傷病名欄に適応となる病名 ご留意願います。」 # 特記事項 M 票 <u>≡</u>k 島根り 11111 診療年月欄には月遅れ請求分にかかる診療年月 のみ表示されます。 反戻事由24 本家入外区分、給付割合、 部負担金について 浬 翢 0不一致について ご確認く 椞 100×1 並定結果の理由等 区戻事由24 保険 1 200×1 .11×1 蛐 8,000 日数 点数/金額 10,000 30,000 に保険診療上適応とならないも に保険診療上過剰・重複となる 特記事項の所得区分の訂正漏れにご注意ください。 に保険診療上適当 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応となら 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・重複 療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険診療上 告知・通知の算定要件に合致していないと認められるもの 额 減 # 増減点等及び返戻通知書 〇月審査分 黎 # 雫 406 减点/减額 100 査定理由が記入されます 鬞 0852-21-2114 (医科/訪看) 0852-21-2130 (歯科/調剤/柔整) ○○病院 增点/增額 聖 彃 縦覧審査による横覧審査による突合審査による 世集 В V 箇所 9 審査の結果、減点となる場合は、増減欄に該当の箇所、事由及び点数が表示されます。減点となった内容(診療行為)については、摘要欄を確認ください。 被保険者証記号・番号 * * * Ą 入所者施設療養費 緊急時施設療養費 通所者施設療養費 出 基本療養費 末期基本療養費 管理療養費 情報提供療養費 第1係/第2條 第4係 被保険者 調剤基本料 時間外等加算 回保良子 その他 審査課 ※内容についてのお問い合わせ先、国保連合会 (1) が多な 高外-手術・麻酔 供 70 画像診断 保険運 豪 崇 後期 圏 科別 40 処置 50 手術・麻酔 4 妝 60 検査 70 画像診断 学管理 艸 保険者 囪 \mathbb{K} 量 昳 #(

眯

邶 船 理 椝 湾 〇月分

請求月に振替または分割となった場合、 「原審査」分として出力されます 医科 極 幽 迺

島根県国民健康保険団体連合会

₩ 绺 恻 9 2345, 01,

医療機関 (薬局) コード 都道府県コード00

国保第一病院

オンライン資格確認の結果、レセプト請求内容が変更になった場合、処理結果を表示します。

事療養・生活療養費の回数:90 事療養・生活療養費の合計金額:57600 食事療養・生活療養費の回数:30 食事療養・生活療養費の合計金額:21480 合計点数:12390 食事療養・生活療養費の回数:30 食事療養・生活療養費の合計金額:21480 食事療養・生活療養費の回数:30 食事療養・生活療養費の合計金額:21480 資格確認結果内容 資格取得日:2021/09/11 資格喪失日:2021/09/20 レセプト種別:1115 診療実日数:10 H:2021/09/01 H:2021/09/30 資格喪失日:2021/09/10 枝番:01 資格取得日:2021/09/21 資格喪失日:2022/07/31 レセプト種別:1115 審查支払機関:社保 保険者番号:06000001 記号:77 種別:1115 レセプト種別:1115 診療実日数:10 審查支払機関:国保保險者番号:000001 審查支払機関:国保保険者番号:000002 保険者番号:0000 **3計点数:12170** 診療実日数:10 番号:88888888 号:333333 舉号:999999 資格取得日: 資格取得 資格喪生 内容を表示しています。 求時の資格情報等の 医療機関等からの請 合計点数:39540 食事療養・生活療養費の回数:90 食事療養・生活療養費の合計金額:57600 なった場合、社会保険診療報酬支払基 振替または分割後のレセプトの資格情 振替または分割先のレセプトが社保と 金経由で当該診療報酬が支払われま 食事療養・生活療養費の回数:90 食事療養・生活療養費の合計金額:644/ 請求內容 報等の内容を表示しています。 資格喪失日:2021/09/10 資格取得日:2021/01/01 資格喪失日:2021/12/31 セプト種別:1115 セプト種別:1115 審查支払機関:国保 **呆**險者番号:000001 **呆**險者番号:000001 **31** 字計点数:36590 診療実日数:30 番号:1111111 号:333333 支番:03 処理区分 オンライン資格確認の結果、資格が変更になっていることが確認され、レセブトを新保険者に振り替えた場合、処理結果に「振替」が表示されます。 オンライン資格確認の結果、当該月の算定日が新旧の資格を 跨いでいることが確認され、新旧の各保険者にレセプトを分割 生年月日 した場合、処理結果に「分割」が表示されます。 氏名・カルテ番号等 保険者番号等 年月

都道府県コード00 医療機関 (薬局) コード 01

国保第一病院

01, 2345, 6

〇月分 資格確認結果連絡書(再審査)医科

帳票レイアウト、各項目の表示内容は「原審査」分と同じです。

島根県国民健康保険団体連合会

請求月の翌月以降、保険者の過誤申出に より振替または分割となった場合、「再審

査」分として出力されます。

レセフ / 12... 診療実有数:30 合計 模数:30540 食事療養・生活療養費の回数:90 食事療養・生活療養費の自然:57600 資格確認結果内容 審查支払機關:社保 保険者番号:06000001 都号:22 都号:1111111 楼券:01 資格與長日:2022/07/31 と左子/種別:1112 と按実日数:4 合計点數:5854 檢索番号: 資格取得日: 資格喪失日:2021/09/20 レセプト種別:1118 診療実日数:3 合計点数:563 格書:01 資格取得日:2021/09/21 資格農失日:2022/07/31 レセブト権別:1118 砂療実日数:1 合計点数:77 検索番号: : 月:2021/09/01 : 月:2021/09/30 種別:1115 保險者番号:000002 記号:111 番号:333 呆険者番号:000001 保險者番号:000 資格取得日 資格喪失日 フォプリ新 振替または分割後のレセプトの資格情報等の内容を表示しています。 医療機関等にレセプトを返戻することなく、資格確認結 請求內容 果に基づき、過誤調整処理を行います。 検索番号:005031001100000000002 复活点数:42 合計点数:5854 飨索番号:00503100110000000001 复活点数:5 **食索番号:0050310011000000000** 資格取得日:2020/10/01 資格喪失日:2021/09/01 資格取得日:2021/08/01 資格喪失日:2021/09/01 資格取得日:2020/10/01 資格喪失日:2021/09/20 審查支払機関:国保保險者番号:000001 レセプト種別:1118 診療実日数:4 レセプト種別:1112 診療実日数:4 /セプト種別:1112 **果險者番号:000001 果險者番号:000001** 復活後点数:5854 复活後点数:5854 复活点数:42 复活後点数:640 **9計点数:640** 处理区分 生年月日 氏名・カルテ番号等 保険者番号等 年月

医療機関番号	0 0 0 0 0 0

過誤結果通知書 〇 月調整分

○○病院

⟨□ 体連

4H FEX 備札 過誤の対象となったレセプトの診療年月 が記入されます。 島根県国民健康保険団 令和 年 月 日 作成 全部重複→同一被保険者の同一診療年月、同点数のレセプトが複数枚提出された場合。 <u>一部重複→同一</u>被保険者の同一診療年月、異なる点数のレセプトが複数枚提出された場合。 医**産機関等からの依頼返展**⇒医療機関等から取下げ依頼書が提出された場合。 その他⇒保険者において被保険者の資格情報を確認した結果、提出されたレゼプトの情報が誤っ 檕 過誤の内容については、第5係へお問い合わせください。 111111 浬 過誤によって、返戻となる場合は、摘要欄にその理由が記入されます。 圉 医療機関等からの依頼返戻 率 負担割合相違 -部重複 -部重複 955 645 756 日数 点数/金額 療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険診療上適当でないもの 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・重複となるもの 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応とならないもの 告知・通知の算定要件に合致していないと認められるもの 減額 ている場合等 ⊞ 増額 # |固定点数 (施術料) が誤っているもの 10(請求点数等の集計が誤っているもの 減点/減額 減
 (c)
 請求点数等の集計が誤っ

 (H)
 縦計算が誤っているもの
 |増点/増額| 0852-21-2107 (再審査 その他 被保險者氏名 10 入所者施設療養費 30 緊急時施設療養費 40 通所者施設療養費 ※内容についてのお問い合わせ先、国保連合会 審査課 第5係 第3係 30 情報提供療養費 15 末期基本療養費 **クーミナルクア療養費** その他 時間外等加算 管理療養費 10 調剤基本料 基本療養費 13 薬学管理 本外 本外 本外 20<u></u>手術・麻酔 食事・牛汪 70 画像診断 その他 金剛 張 载 崇 崇 30 注射 20 松潔 40 処置 56 補綴 60 検査 科別 20 手術・麻酔 食事・生活 13 医学管理 70 画像診断 その他 保險者 保険 20 投薬 30 注射 60 検査 90 入脳 声海 40 処置

結果通知書	月調整分	
灅	0	
鲫		
哖		

医療機関番号

島根県国民健康保険団体連合会 令和 年 月 日 作成 / 頁 舗掲 再審査の対象となったレセプトの 診療年月が記入されます。 靈 再審査の内容については、第3係へお問い合わせください。 111111 浬 翢 龗 200×1 2號 1 100×1 ğin 日数 点数/金額 C|療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険診療上適当でないもの B 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・重複となるもの A 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応とならないもの 減点又は増点(復活)となった内容(診療行為)については、 摘要欄を確認ください。 再審査の結果、減点又は増点(復活)となる場合は、 増減欄に該当の箇所、事由及び点数が表示されます。 D 告知・通知の算定要件に合致していないと認められるもの F 固定点数(施術料)が誤っているもの G 請求点数等の集計が誤っているもの 減額 増額 減点/減額 H 縦計算が誤っているもの ○○病院 增点/增額 100 溪 第5條 0852-21-2163 (過誤) 第3條 0852-21-2107 (再審查) 箇所 事由 В その他 被保険者証記号 番号 被保険者氏名 10 入所者施設療養費 40 通所者施設療養費 緊急時施設療養費 15 末期基本療養費 30 情報提供療養費 ターミナルクア療養費 11 時間外等加算 10 調剤基本料 10 基本療養費 20 管理療養費 審査課 30 ※内容についてのお問い合わせ先、国保連合会 ₹ ¥ 20 手術・麻酔 97 食事·生活 70 画像診断 保険関 一般 80 その他 14 在宅 56 補綴 12 再審 20 投薬 30 注射 40 処置 60 検査 科別 保険者名 20 手術・麻酔 97 食事·生活 保険者番 70 画像診断 13 医学管理 80 その他 20 投薬 40 処置 12 再審 14 在宅 30 注射 60 検査 90 入院 民

4. 取下げ・再審査

(1) レセプトの取下げ

レセプトを本会に提出した後に、記入漏れや誤請求が発覚した場合には、「診療報酬明細書等取下げ依頼書」により、レセプトを取下げることができます。「診療報酬明細書等取下げ依頼書」に必要事項を記入のうえ、本会へ送付してください。

なお、<u>審査の結果、減点となった箇所に関する訂正を目的とした取下げは認められませんのでご留意ください。</u>

また、支払済みのレセプトを取下げる場合、時間を要することがありますのでご了承ください。

【診療報酬明細書等取下げ依頼書の記載方法】

- 1. 被保険者1名に対して1部ずつ作成します。ただし、当該被保険者の複数月のレセプトを取下げる場合、最大5件まで記入できます。6件以上となる場合は、複数枚作成してください。
- 2. 「点数表等」、「区分」、「性別」欄は、該当を○印で囲みます。
- 3. 「保険者番号」欄は、被保険者証に記載されている保険者番号(後期高齢者の場合は、後期高齢者医療被保険者証に記載されている保険者番号(8桁))を記入します。
- 4. 「被保険者証記号・番号、被保険者番号」欄は、被保険者証に記載されている記号・番号(後期高齢者の場合は、後期高齢者医療被保険者証に記載されている被保険者番号)を記入します。
- 5.「公費負担者番号」及び「公費受給者番号」欄は、当該被保険者が公費負担医療を 受けている場合に、それぞれ該当する公費負担者番号及び公費受給者番号を記入しま す。
- 6.「氏名」及び「生年月日」欄は、当該被保険者の氏名(フリガナを含む)及び生年 月日を記入します。
- 7.「診療年月」欄は、対象となるレセプトの診療年月を記入し、「提出年月」欄は、当該レセプトを提出した年月を記入します。
- 8. 「入外区分」欄は、該当を○印で囲みます。
- 9.「請求点数」欄は、対象となるレセプトに記載された請求点数を記入します。ただし、訪問看護及び健診については請求金額、柔道整復については合計金額を記入します。(※減点等があったレセプトについては、審査前の請求点数(請求金額)を記入します。)
- 10. 「理由」欄は、該当を〇印で囲み、「4. 診療内容の変更」の場合は具体的な理由を 記入します。
- 11. 取下げ依頼をするレセプトに減点がある場合、減点箇所の訂正を目的とした取下げは認められないことから、「取下げの理由は減点にかかる内容ではありません。上記内容に同意します。」にチェックを入れます。

令和 ○○年○○月○○日

保険医療機関等コード

3219999999

保険医療機関等名

〇〇病院

電話番号

0000-00-0000

該当をOで囲んでく ださい。

診療報酬明細書等取下げ依頼書

点数表等	医科 ・ 歯科 ・	調剤 • 訪問看護	■ 柔道整復 ■ 健診
区分	国保 ・ 乳幼児のみ(ネ	後期高齢者 t保分) 健診(均	福祉のみ(社保分) 任婦 ・ 産婦 ・ 乳児)
保険者番号	320000	被保険者証記号•番号 被保険者番号	99-9999999
公費負担者番号		公費受給者番号	
性 別	男・女	生年月日	明治 · 大正 昭和 · 平成 〇〇年〇〇月〇〇日 令和
フリガナ	コク	ホ タロウ	
氏 名	国	保 太郎	

診	療年月		提出	出年月		入外区分	請求点数
平成 令和	00年0	○ 月	平成•令和	00年0	00月	入 外	12, 345点
平成•令和	年	月	平成•令和	年	月	入 • 外	
平成•令和	年	月	平成•令和	年	月	入 • 外	
平成•令和	年	月	平成•令和	年	月	入 • 外	
平成·令和	年	月	平成·令和	年	月	入 • 外	

理 由 1.保険変更のため (電子請求レセプトの取下げに ついては、振替・分割されていない ことをご確認の上、依頼願います) 2.労災適用のため 3.他法併用のため

取下げの理由は減点にかかる内容ではありません。

上記内容に同意します。

「

※取下げ依頼をされるレセプトに減点がある場合、チェックをお願いします。

(2) 再審査請求

国民健康保険法施行規則第30条に基づき、審査結果に対して不服がある場合には、 再審査請求することができます。「再審査請求書」に必要事項を記入のうえ、本会へ送 付してください。

なお、提出の際には、レセプトへの追記・訂正(傷病名など)は認められませんので ご留意ください。

再審査の結果、申出を認める場合は、「再審査結果通知書」により増点(復活)の通知を送付し、申出が認められない場合(原審)は、理由を文書により回答します。

【再審査請求書の記載方法】

- 1. 対象となるレセプト1件につき請求書を1部作成します。
- 2.「診療年月」欄は、対象となるレセプトの診療年月を記入し、「提出年月」欄は、当該レセプトを提出した年月を記入します。
- 3.「点数表区分」、「入外区分」、「レセプト区分」欄は、該当区分を○印で囲みます。
- 4. 「保険者番号」欄は、被保険者証に記載されている保険者番号(後期高齢者の場合は、後期高齢者医療被保険者証に記載されている保険者番号(8桁))を記入します。
- 5. 「被保険者証記号・番号、被保険者番号」欄は、被保険者証に記載されている記号・番号(後期高齢者の場合は、後期高齢者医療被保険者証に記載されている被保険者番号)を記入します。
- 6. 「公費負担者番号」、「公費受給者番号」欄は、公費負担者番号及び公費受給者番号 を記入します。
- 7. 「氏名」、「生年月日」欄は、当該被保険者の氏名及び生年月日を記入します。
- 8.「請求点数」欄は、対象となるレセプトに記載された請求点数を記入します。ただし、訪問看護は、当該欄に請求金額を記入します。
- 9. 「減点点数」、「事由」、「減点内容」欄は、本会から送付した増減点通知書(様式 P21参照)及び再審査結果通知書(様式P25参照)の記載内容をそれぞれ記入します。
- 10.「対象種別」欄は、原審査の結果に対する再審査請求の場合は「原審査」を、保険 者等の再審査結果に対する再審査請求の場合は「再審査」を、調剤審査(医科、歯科 のレセプトと調剤レセプトの突合等)に対する再審査請求の場合は「調剤審査」を〇 印で囲みます。
- 11.「相手方薬局」欄は、「対象種別」が調剤審査の場合に、薬局のコード及び名称を記入します。
- 12. 「理由」欄は、具体的な再審査申出理由を記入します。
- 13. 再審査請求が多項目にわたり、「減点内容」及び「理由」欄に記入しきれない場合は、適宜用紙を添付してください。

島根県国民健康保険診療報酬審査委員会 御中

令和○○年○○月○○日

保険医療機関等コード保険 医療機関等名

32199999999

話 番 号 0000-00-0000

再 審 査 請 求 書

診 療 年 月	平成 令和 〇〇年〇〇月 分 (提出年月 平成 令和 〇〇年 〇〇月)						
点 数 表 区 分	医科・歯科・調剤・訪問看護						
入 外 区 分	入院 入院外						
レセプト区分	国保一般 退職者本人 退職者家族 後期高齢者						
保険者番号	32〇〇〇〇 被保険者証記号 · 番号						
公費負担者番号	公費受給者番号						
氏 名	国保 太郎						
生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成・令和 ○○年○○月○○日生						
請求点数	12,345点 科 別 和 利 和 別 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和						

減点点数	事由(A・B・C・D・E・F)	減 点 内 容
① 100 点	② B	③ 〇〇注射液
点		
点	増減点等及び返戻通知	
点	書に書いてある増減点	
点	事由を記入してください。	

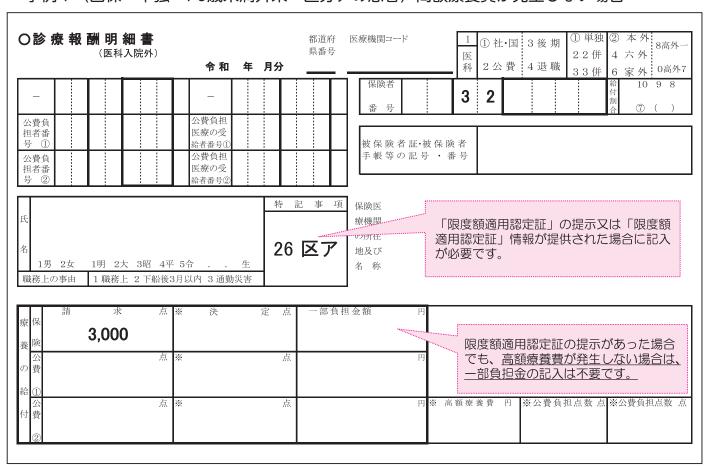
対 象 種 別	原審査	査・再審査・調剤審査	による減点	
調剤審査の場合の	保険薬局コード			
相手方保険薬局	保険薬局の名称		_	

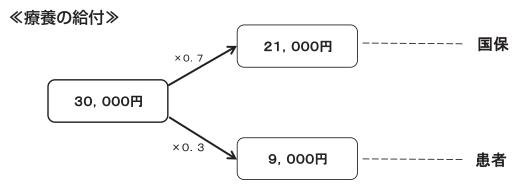
理 由

増減点に対する再審査申出理由について、具体的に記入してください。

5. レセプト記入例

事例1 (国保・単独・70歳未満外来・区分アの患者) 高額療養費が発生しない場合





留意点①

本人・家族欄種別番号と給付割合について

レセプトの本人・家族欄に記入された種 別番号とその給付割合については、右表の とおりとなっております。

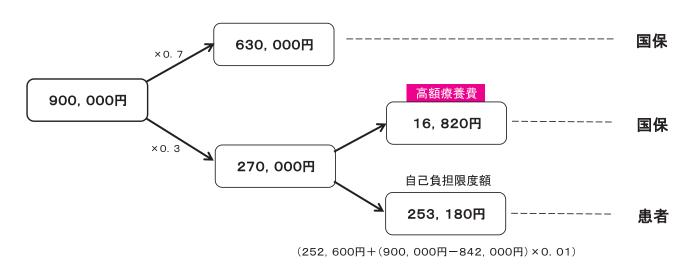
請求の際は、種別番号と給付割合が不一致となっていないかご確認ください。

給付割合		「本人・家族」	欄種別番号	
和小哥口		国保	後	期
7割	1 本入 5 家入 9 高入 7	2 本外 6 家外 0 高外 7	9 高入 7	0 高外 7
8割	3 六入 7 高入一	4 六外 8 高外一	7 高入一	8 高外一
9割			7 高入一	8 高外一

事例2(国保・単独・70歳未満外来・区分アの患者)高額療養費が発生する場合

		令和	年 月分		■ 科 2 公 費 4 退 職 3 3 併 6 家 外 ^{0 高外}
-		_		保険者 番 号	3 2 給付割 合 ⑦ ()
費負 者番① 費 費 者番②		公費 (医療 ()受 号① 負担)受	被保険者証・被保手帳等の記号・	
	1 職務上 2 -	昭 4平 5令 . 下船後3月以内 3	通勤災害	変機関 の所在 地及び 名 称	高額療養費が発生するため、一部 負担金の記入が必要です。
務上の事	ま由 1 職務上 2 ⁻ ます ままます。 まままままます。 まままままままままままままままままままま		26 	京機関 の所在 地及び 名 称	
務上の事	1 職務上 2 -	下船後3月以内 3	26 	変機関 の所在 地及び 名 称	
務上の事	ま由 1 職務上 2 ⁻ ます ままます。 まままままます。 まままままままままままままままままままま	下船後3月以内 3	26 	京機関 の所在 地及び 名 称	

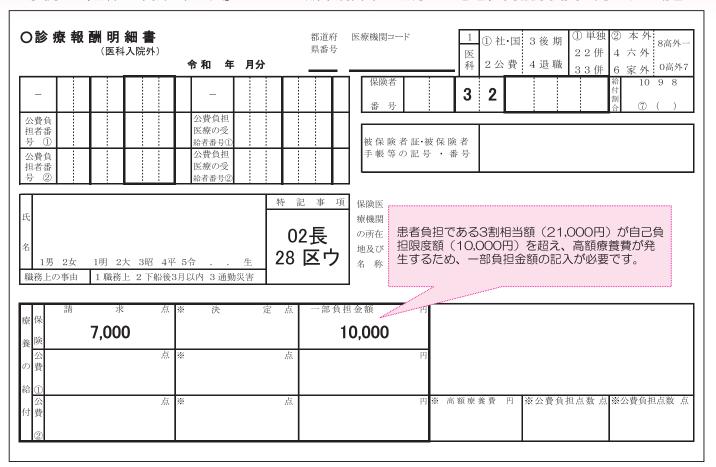
≪療養の給付≫

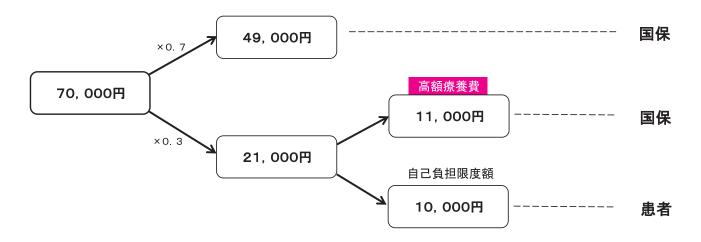


<参考>

●特記事項に記入する所得区分及び各区分の高額療養費の限度額については、P54の参考資料をご参照ください。

事例3 (国保・単独・「02長」あり・70歳未満外来・区分ウの患者) 高額療養費が発生する場合



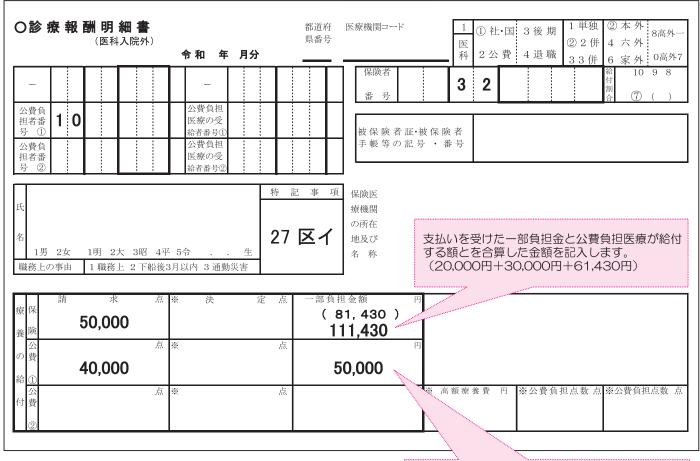


留意点②

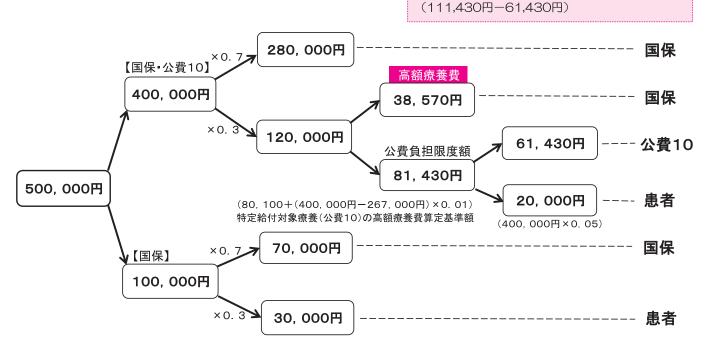
特記事項欄の「02長」又は「16長2」記入について

高額長期疾病にかかる特定疾病療養受領証の提示があっても、 一部負担金額が限度額(10,000円又は20,000円)未満となる場合は、 「特記事項」欄に「02長」又は「16長2」の記入は不要です。

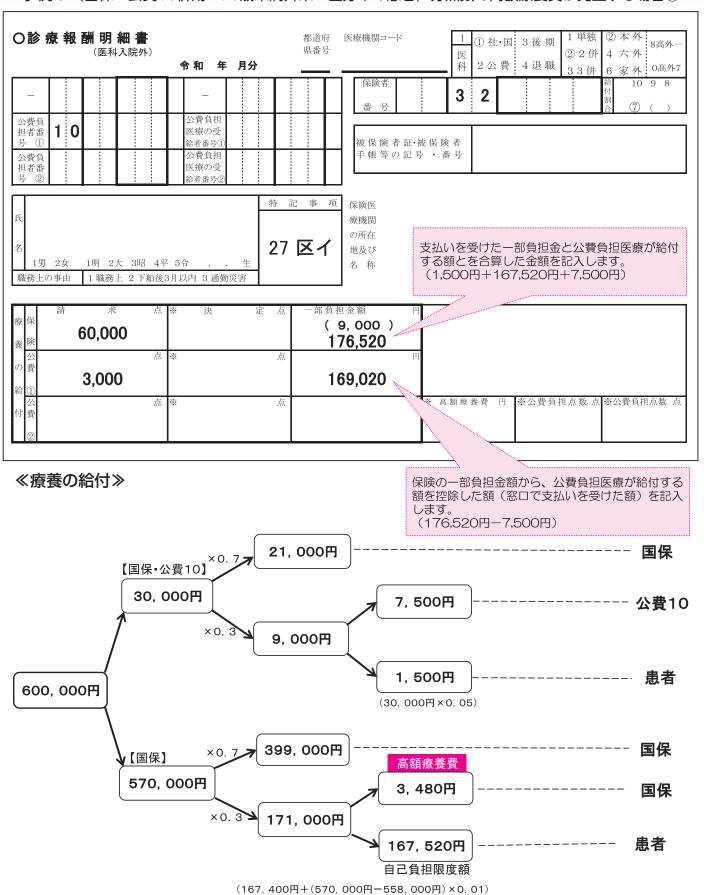
事例4 (国保・公費10併用・70歳未満外来・区分イの患者) 分点数で高額療養費が発生する場合①



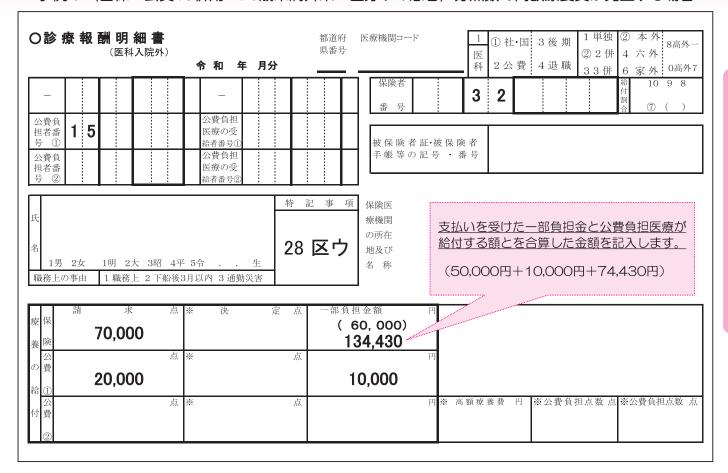
保険の一部負担金額から、公費負担医療が給付する額を控除した額(窓口で支払いを受けた額)を記入します。



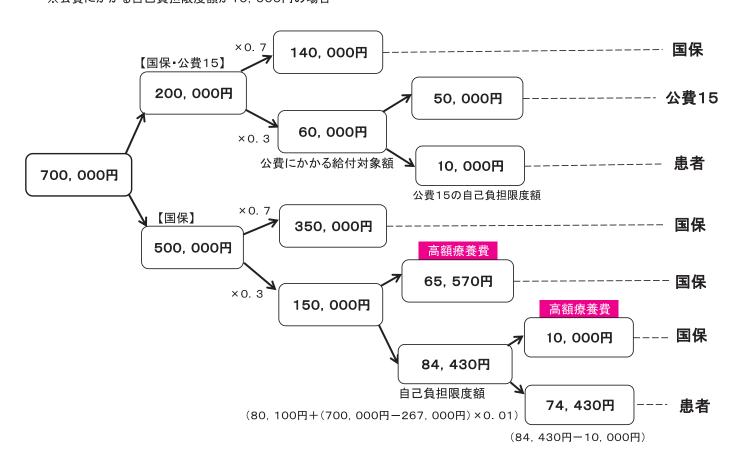
事例5 (国保・公費10併用・70歳未満外来・区分イの患者) 分点数で高額療養費が発生する場合②



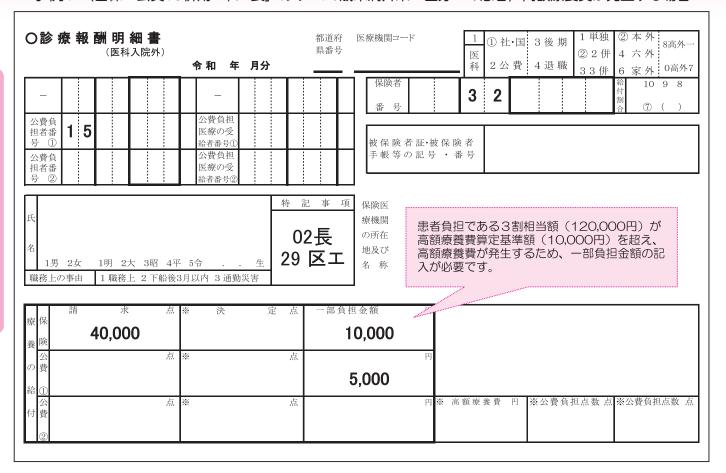
事例6 (国保・公費15併用・70歳未満外来・区分ウの患者) 分点数で高額療養費が発生する場合



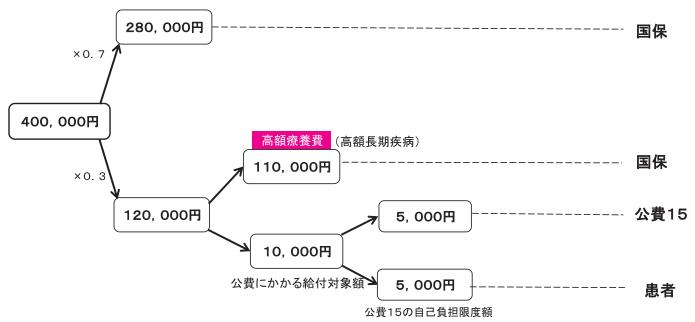
※公費にかかる自己負担限度額が10,000円の場合



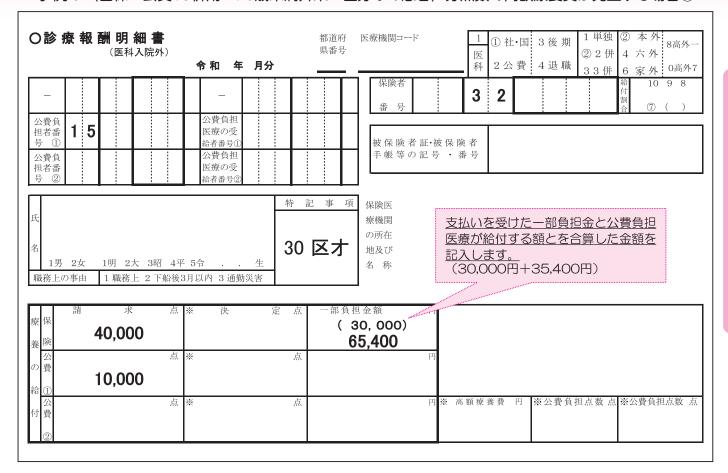
事例7 (国保・公費15併用・「02長」あり・70歳未満外来・区分工の患者) 高額療養費が発生する場合



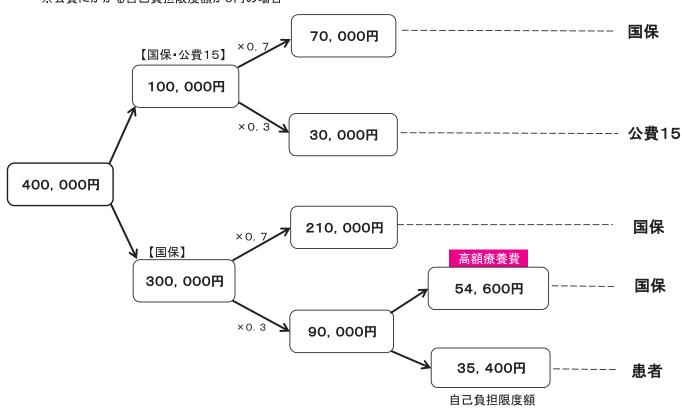
※公費にかかる自己負担限度額が5,000円の場合



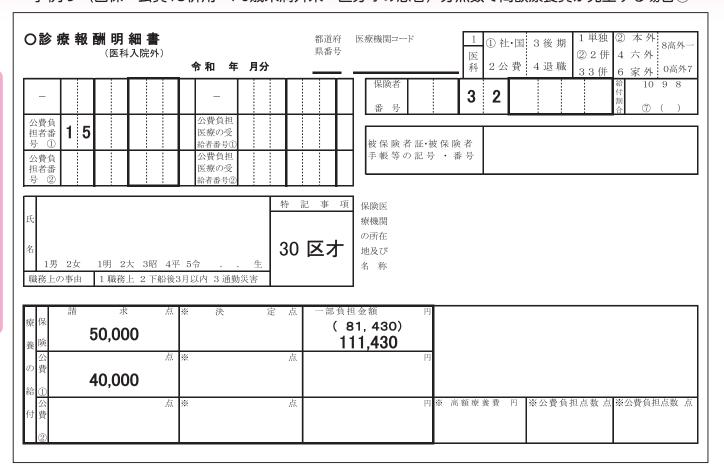
事例8 (国保・公費15併用・70歳未満外来・区分オの患者) 分点数で高額療養費が発生する場合①



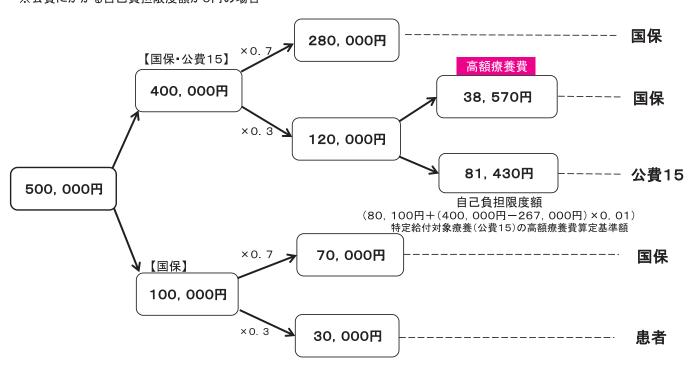
※公費にかかる自己負担限度額がO円の場合



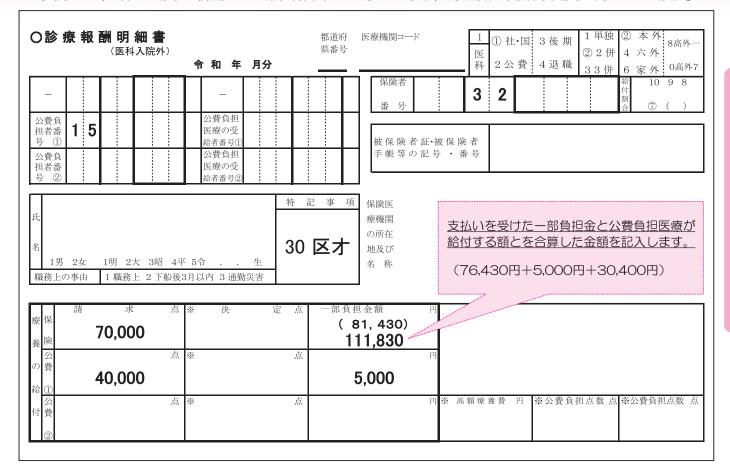
事例9 (国保・公費15併用・70歳未満外来・区分オの患者) 分点数で高額療養費が発生する場合②



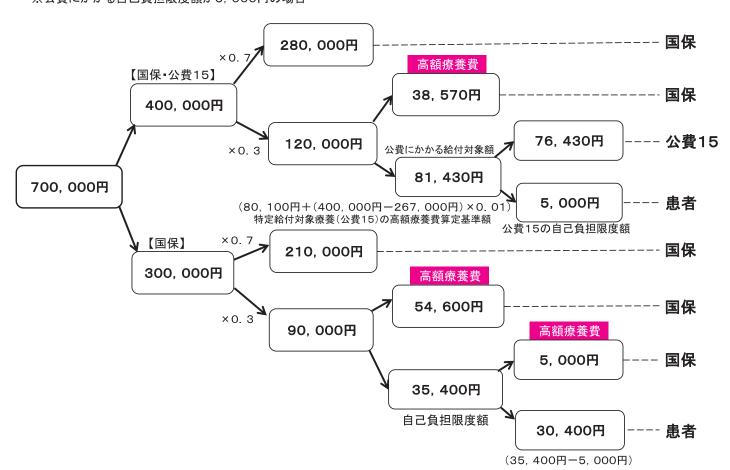
※公費にかかる自己負担限度額がO円の場合



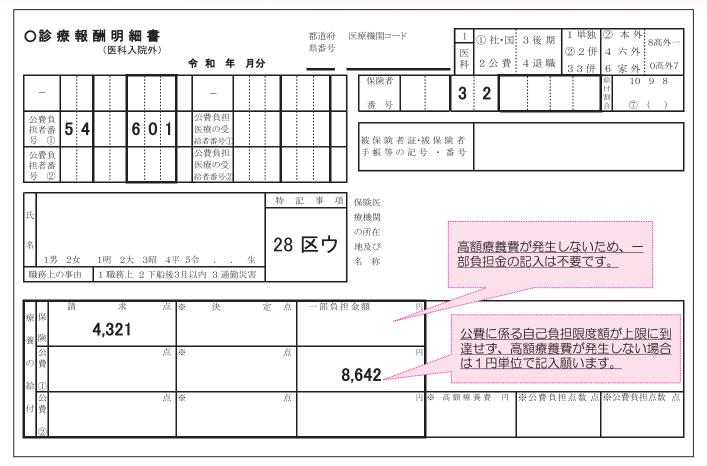
事例10 (国保・公費15併用・70歳未満外来・区分オの患者) 分点数で高額療養費が発生する場合③



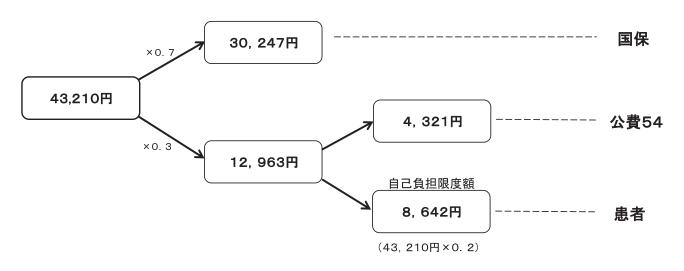
※公費にかかる自己負担限度額が5,000円の場合



事例11(国保・公費54併用・70歳未満外来・区分ウの患者)高額療養費が発生しない場合



※公費にかかる自己負担限度額が10,000円の場合

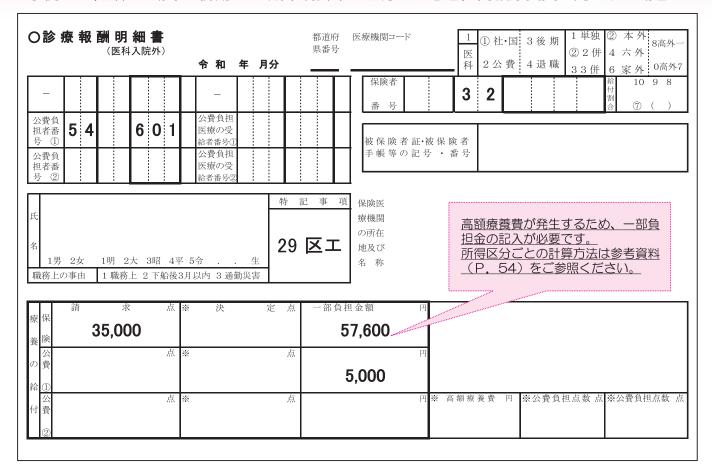


留意点4

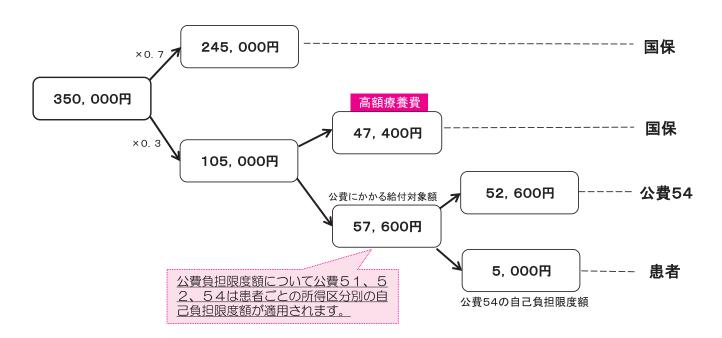
難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)について

- ○難病法に基づく医療費助成制度において、<u>医療保険の患者負担割合が3割の者については、負担割合が2割に軽減されます。</u>
- 〇入院・入院外の区分を設定せず、また、複数の指定機関(薬局、訪問看護ステーションを含む)で支払われた自己負担をすべて合算した上で自己負担限度額を適用します。

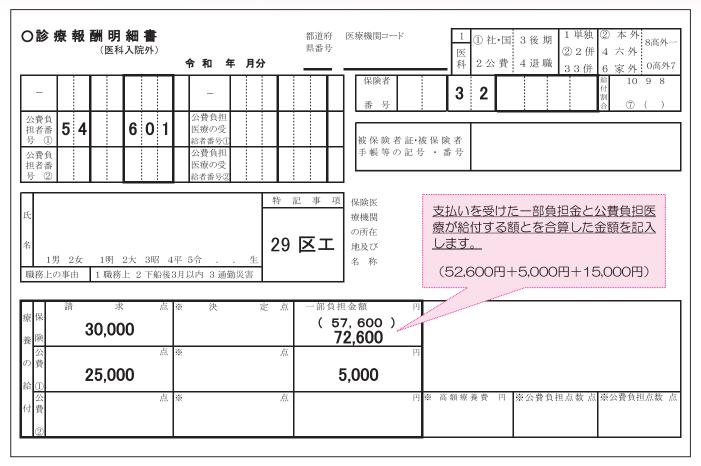
事例12(国保・公費54併用・70歳未満外来・区分工の患者)高額療養費が発生する場合



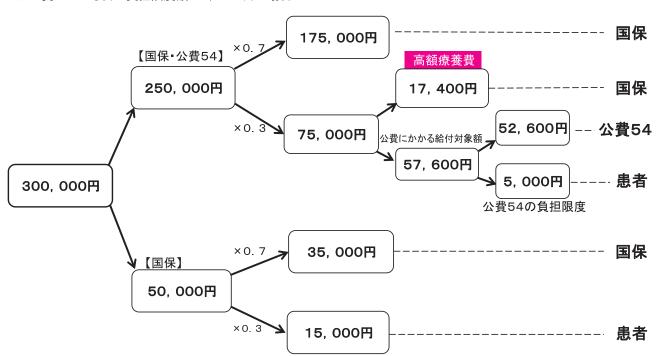
※公費にかかる自己負担限度額が5,000円の場合



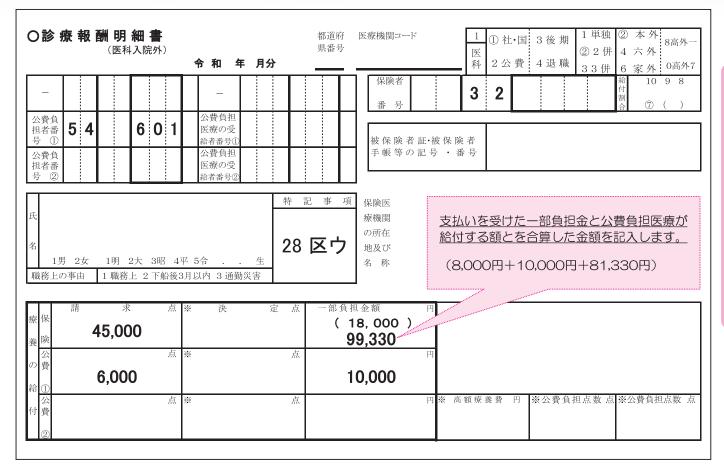
事例13 (国保・公費54併用・70歳未満外来・区分工の患者) 分点数で高額療養費が発生する場合



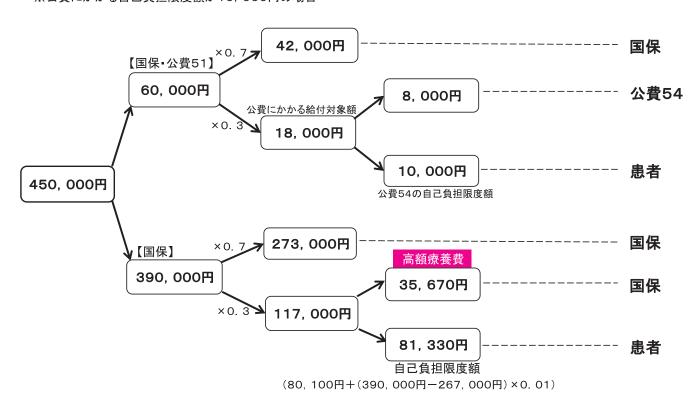
※公費にかかる自己負担限度額が5,000円の場合



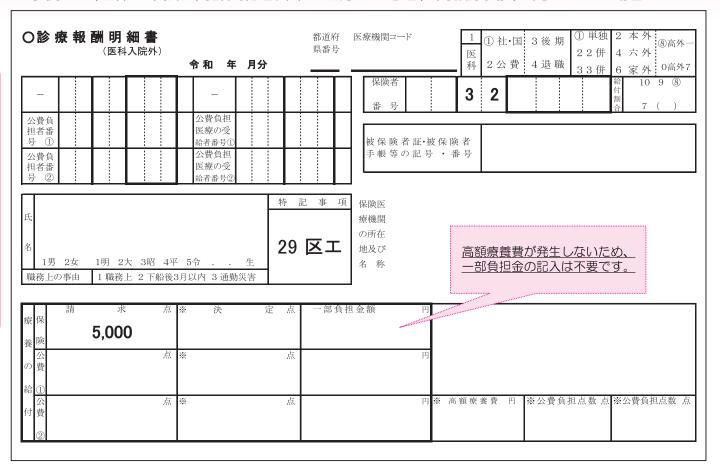
事例14(国保・公費54併用・70歳未満外来・区分ウの患者)分点数で高額療養費が発生する場合

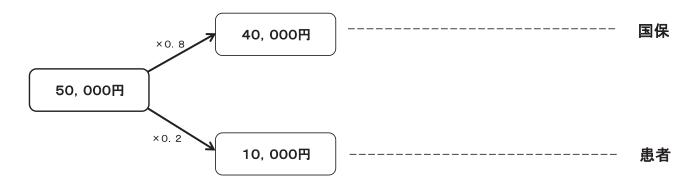


※公費にかかる自己負担限度額が10,000円の場合



事例15 (国保・単独・高齢受給者外来・区分工の患者) 高額療養費が発生しない場合





留意点⑤

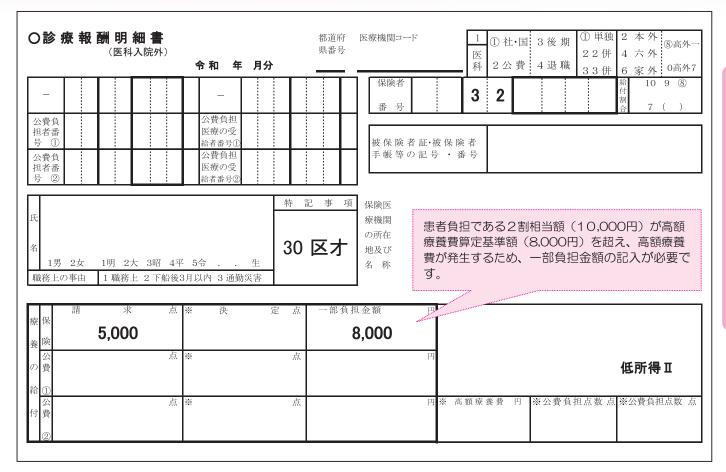
高齢受給者(70歳~74歳)にかかる窓口負担額について

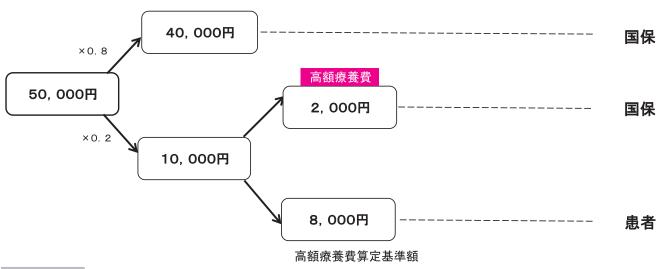
○70歳を迎える誕生月の翌月から**窓口負担が2割**になります。

「本人・家族」、「給付割合」及び「特記事項」欄の不一致について

○本人・家族等の区分を訂正した場合は、給付割合及び所得区 分等にかかる特記事項の記載に不一致が生じないよう併せて 訂正をお願いします。

事例16 (国保・単独・高齢受給者外来・区分オの患者) 高額療養費が発生する場合





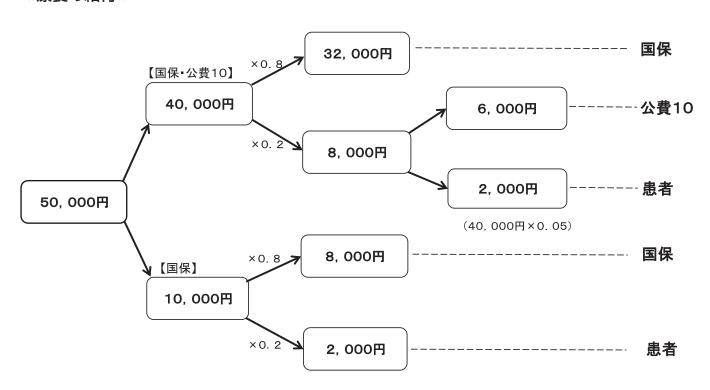
留意点⑥

摘要欄への所得区分の記入について

- ※高額療養費が発生する場合のみ
- ○限度額適用・標準負担額減額認定証の適用区分欄が「І」 ⇒ 摘要欄に「低所得 I」と記入
- ○限度額適用・標準負担額減額認定証の適用区分欄が「Ⅱ」 ⇒ 摘要欄に<u>「低所得Ⅱ」</u>と記入

事例17 (国保・公費10併用・高齢受給者外来区分工の患者) 分点数で高額療養費が発生しない場合

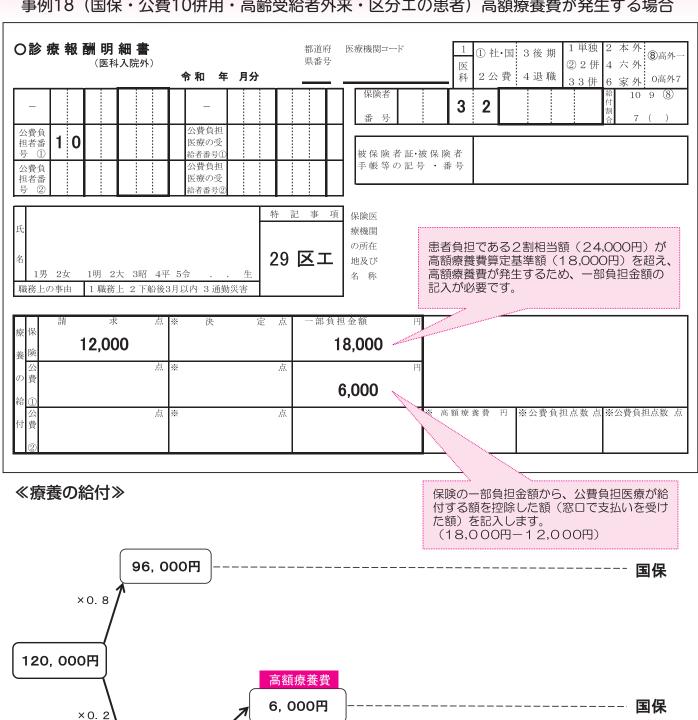




公費10

患者

事例18(国保・公費10併用・高齢受給者外来・区分工の患者)高額療養費が発生する場合



18,000円

公費負担限度額

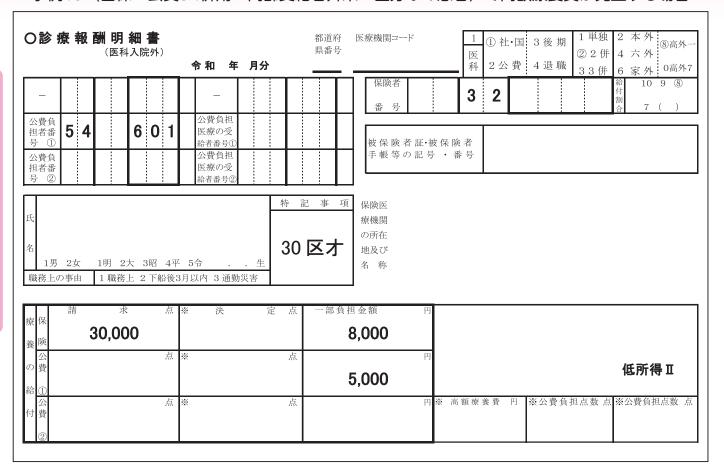
12,000円

6,000円

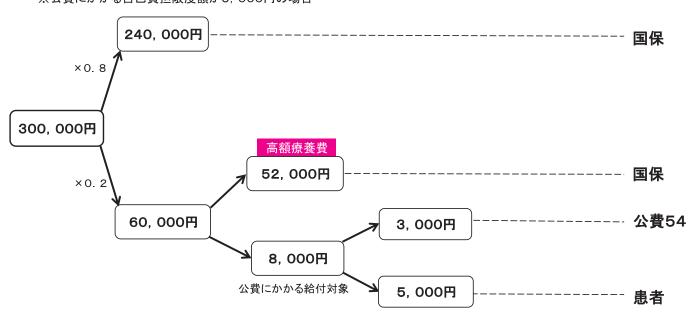
(120,000円×0.05)

24,000円

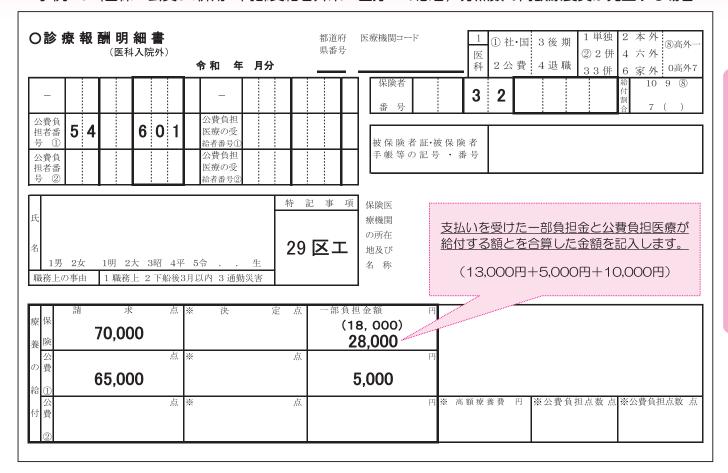
事例19(国保・公費54併用・高齢受給者外来・区分オの患者)で高額療養費が発生する場合



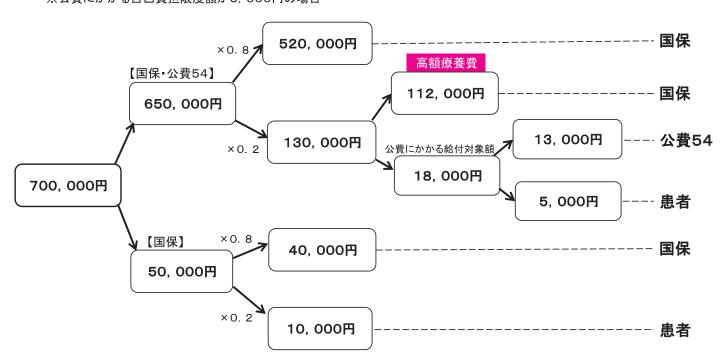
※公費にかかる自己負担限度額が5,000円の場合



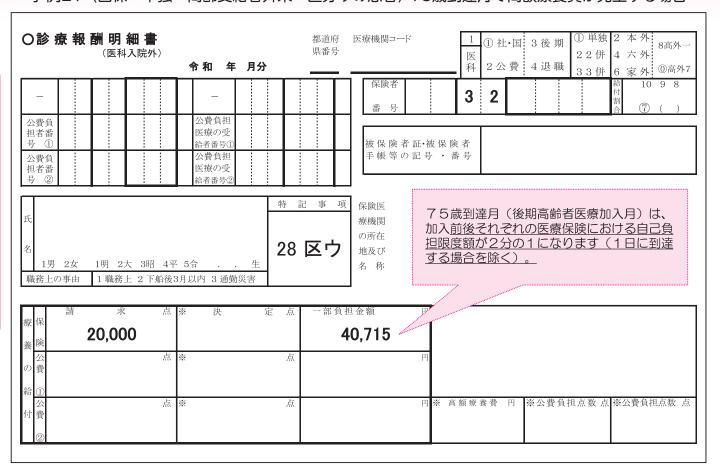
事例20 (国保・公費54併用・高齢受給者外来・区分工の患者) 分点数で高額療養費が発生する場合

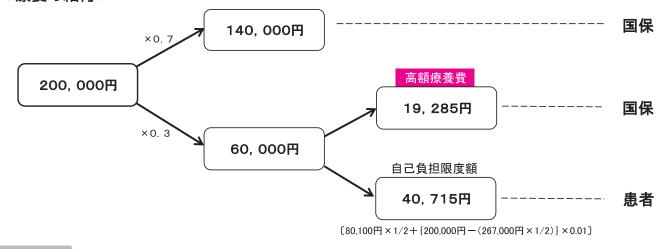


※公費にかかる自己負担限度額が5,000円の場合



事例21 (国保・単独・高齢受給者外来・区分ウの患者) 75歳到達月で高額療養費が発生する場合



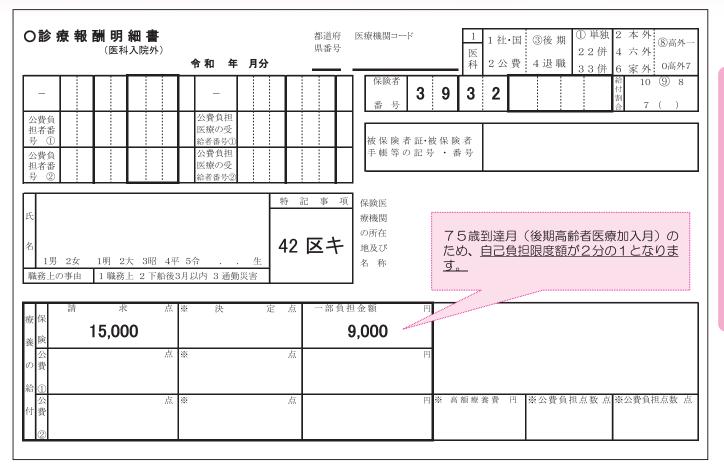


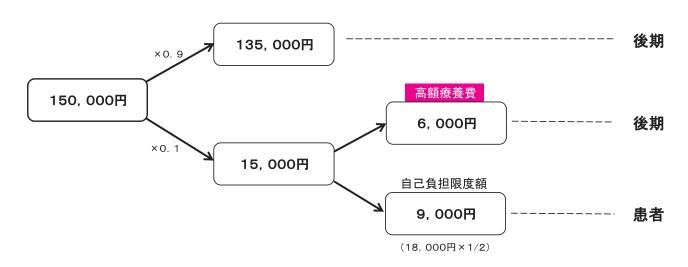
留意点?

75歳到達月における記入事項その1

- ~自己負担限度額特例対象被扶養者等~
- ①被用者保険の被保険者本人が75歳到達により後期高齢者医療制度に加入した場合の被扶養者
- ②国民健康保険組合の組合員本人が75歳到達により後期高齢者医療制度に加入した場合に、 市町村国保に保険を変えた同一世帯の被保険者
- ⇒月途中で75歳に到達し後期高齢者医療の被保険者となった月に上記の者が療養を受けた場合は、
 - 上記の者のレセプトの特記事項に「21高半」と記載し、自己負担限度額は2分の1になります。

事例22(後期高齢・単独・区分キ(一般 I)の患者)75歳到達月で高額療養費が発生する場合



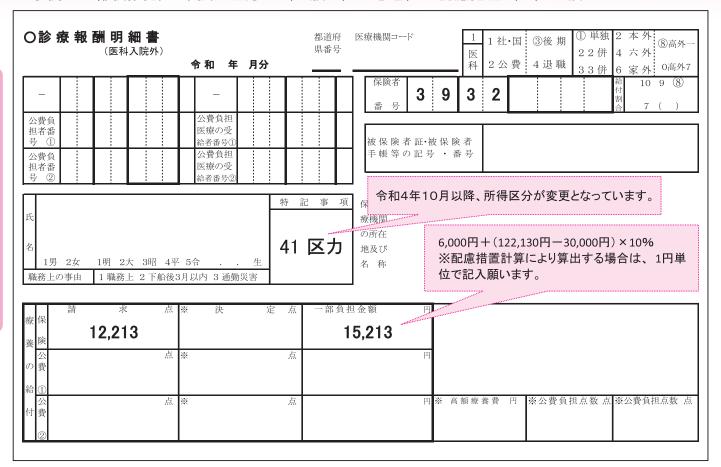


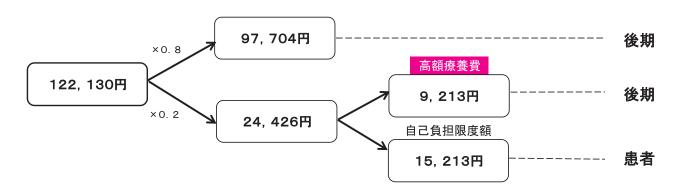
留意点®

75歳到達月における記入事項その2

- ~65歳以上75歳未満の障害認定を受けた後期高齢者医療被保険者~
 - 75歳到達月であっても保険変更がないため、<u>自己負担限度額が2分の1にはなりません</u>。
 - ・ 75歳到達月のレセプト摘要欄に「障害」と記入します。

事例23 (後期高齢・単独・区分力 (一般Ⅱ) の患者) 配慮措置 (※) の該当





留意点9

令和4年10月1日以降の変更について

①配慮措置

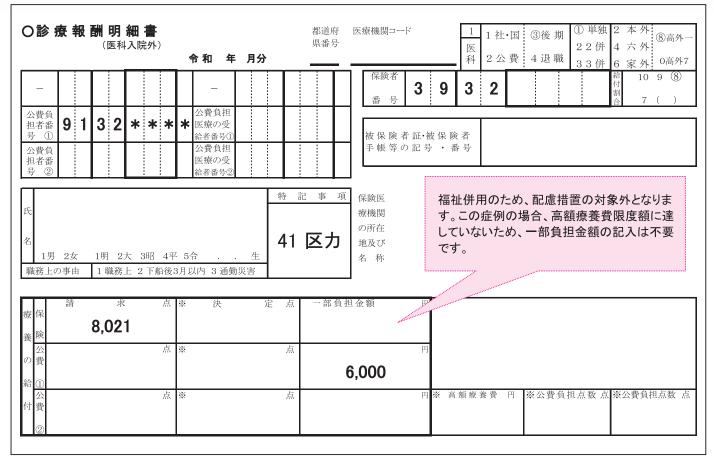
令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間、窓口負担割合が2割になった 後期高齢者について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額が 3,000円までに抑えられます。

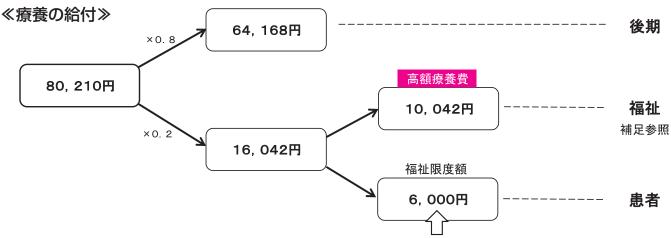
自己負担限度額計算式:6,000円+(医療費-30,000円)×10%

②所得区分

一般 I (給付割合2割):41区力(多数該当43多力) 一般 I (給付割合1割):42区キ(多数該当44多キ)

事例24(後期高齢・単独・区分力(一般Ⅱ)の患者) 配慮措置対象外(※)





- ★福祉·乳幼児等医療の一部負担金額等は、本会ホームページの保険医療機関·保険薬局のみなさま
- →福祉・乳幼児等の請求について→**『島根県・市町村単独医療費助成事業の自己負担限度額一覧』**を参考に記入してください。

※配慮措置対象外

公費負担医療、特定疾病療養(マル長)及び福祉医療費助成事業(91)については、 既に制度毎に別の上限等が設けられていることから、窓口での配慮措置の対象とはなりません。

補 足

福祉医療負担額(10,042円)については、後に負担者間で調整されます。

【調整後の負担額】

後期高齢者 64, 168円

高額療養費 5,021円

福祉医療 5,021円

参考1 自己負担割合と高額療養費制度における自己負担限度額(令和4年10月以降)

【自己負担割合】

75歳以上(後期高齢者/65歳以上の寝たきり等の障害認定の 患者を含む)	低所得•一般 I:1割	一般Ⅱ:2割	現役並所得:3割
70~74歳(高齡受給者)	25	割	現役並所得:3割
6歳4月(義務教育就学以降)~69歳		3割	
6歳3月末以前(義務教育就学前)		2割	

【自己負担限度額】

<70歳未満の者>

	自己負担限度額	多数該当(※1)	特記事項	欄の記載
	日口貝担限度領	多数該国(次1)	多数該当以外	多数該当
●区分ア 標準報酬月額83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×0.01	140,100円	26区ア	31多ア
●区分イ 標準報酬月額53万~79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×0.01	93,000円	27区イ	32多イ
●区分ウ 標準報酬月額28万~50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×0.01	44,400円	28区ウ	33多ウ
●区分工 標準報酬月額26万円以下	57,600円	44,400円	29区工	34多工
●区分才 低所得(住民税非課税)	35,400円	24,600円	30区才	35多才
	高額長期疾病患者の自己負担限度額(月額):10,000円 ただし、人工透析を要する上位所得者については20,000円		02長 16長2 ^{(※}	(2)

<高齢受給者>

		自己負担限度額		特記事項	欄の記載
	世帯単位(入院•外来)	個人単位(外来)	多数該当(※1)	多数該当以外	多数該当
●現役並所得者Ⅲ 標準報酬月額83万円以上	252,600円+(医療費-	-842,000円)×0.01	140,100円	26区ア	31多ア
●現役並所得者 II 標準報酬月額53万~79万円	167,400円+(医療費-	-558,000円)×0.01	93,000円	27区イ	32多イ
●現役並所得者 I 標準報酬月額28万~50万円	80,100円+(医療費ー	267,000円)×0.01	44,400円	28区ウ	33多ウ
●一般 標準報酬月額26万円以下	57,600円	18,000円	44,400円	29区工	34多工
●低所得Ⅱ (住民税非課税)	24,600円	8,000円		30区才	
●低所得 I (住民税非課税・所得が一定以下)	15,000円	8,000円		30区才	
	高額長期疾病患者の自己負担限度	額(月額):10,000円		02長(※	2)

<後期高齢者>

		自己負担限度額		特記事項	欄の記載
	世帯単位(入院•外来)	個人単位(外来)	多数該当(※1)	多数該当以外	多数該当
●現役並所得者Ⅲ 標準報酬月額83万円以上	252,600円+(医療費-	-842,000円)×0.01	140,100円	26区ア	31多ア
●現役並所得者 II 標準報酬月額53万~79万円	167,400円+(医療費-	-558,000円)×0.01	93,000円	27区イ	32多イ
●現役並所得者 I 標準報酬月額28万~50万円	80,100円+(医療費ー	267,000円)×0.01	44,400円	28区ウ	33多ウ
●一般 II 課税所得28万円以上	57,600円	18,000円(※4)	44,400円	41区力	43多力
●一般 I 課税所得28万円未満	57,600円	18,000円	44,400円	42区キ	44多キ
●低所得Ⅱ (住民税非課税)	24,600円	8,000円		30区才	
●低所得 I (住民税非課税・所得が一定以下)	15,000円	8,000円		30区才	
	高額長期疾病患者の自己負担限度	額(月額):10,000円		02長(※	3)

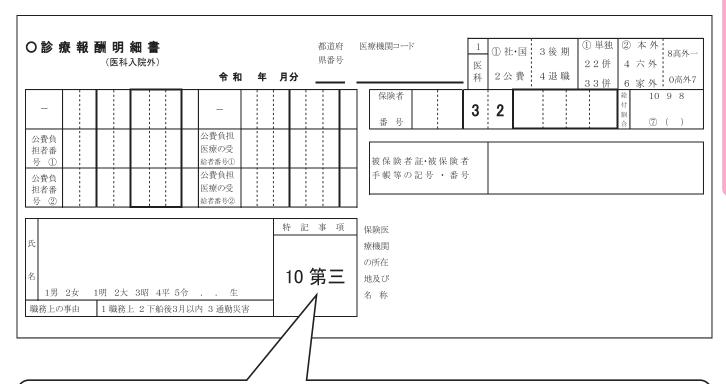
- ※1 多数該当 ⇒過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当する場合
- ※2 自己負担額が限度額10,000円または20,000円を超えない場合は特記事項の記入は不要です。
- ※3 自己負担額が限度額10,000円または20,000円を超えない場合は特記事項の記入は不要です。 ただし、窓口負担が2割の患者(特記事項「41区カ」)は、自己負担額が10,000円以下の場合でも、特記事項「02」の記入が必要です。
- ※4 令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間、窓口負担割合が2割になった後期高齢者について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額が3,000円までに抑えられます。 自己負担限度額計算式:6,000円+(医療費-30,000円)×10%



参考2

第三者の不法行為にかかるレセプトについて

レセプトの記載要領では、患者の疾病又は負傷が第三者の不法行為(交通事故等)によって生じたと認められる場合は、特記事項欄に「10第三」と記入することとなっています。 第三者の不法行為には、<u>交通事故のほか、船舶事故、他人の飼い犬による咬傷、食中毒、けんかによる傷害等が該当します。</u>

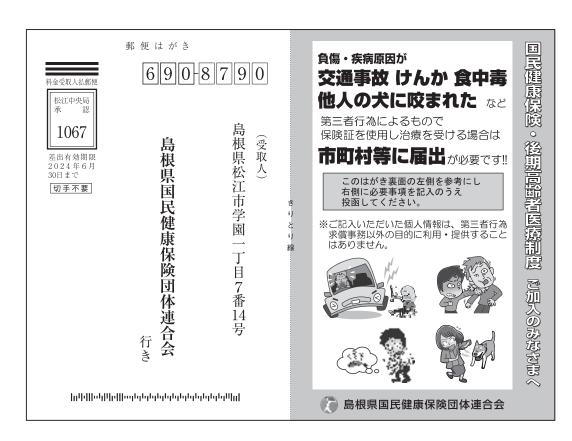


疾病又は負傷が第三者の不法行為によって生じた場合は、特記事項欄に「10 第三」と記入する。

- 第三者の不法行為による負傷等で国民健康保険等を使用して治療を受ける場合は、 加入する保険者へ「第三者行為による傷病届」を提出することが法令で義務付けられ ています。
- 受付窓口等において、「第三者行為による傷病届」の提出義務があることを被保険 者にお伝えいただきますよう、ご協力をお願いします。

交通事故等による傷病届(事故はがき)について

本会が作成した「交通事故等による傷病届(事故はがき)」を一部の医療機関、薬局窓口に設置しています。第三者行為によるもので保険証を使用し治療を受けられた方にお渡しいただきますよう、よろしくお願いします。



目隠しシール貼付部分 下記【個人情報の取扱いについて】をお読みになり、 次の記入要領に従ってご記入ください。 ① あなたが使用された保険の種類を〇で囲んでください。 ② 被保険者証を確認しながら、ご記入ください。 ③ あなたの住所、氏名、生年月日をご記入ください。 ④ 相手方の住所、氏名をご記入ください。 ⑤ 事故発生年月日、事故発生場所をご記入ください。 ⑥ 最初に治療を受けられた医療機関名をご記入ください。 ⑦ 国民健康保険の場合は「世帯主」の方、 後期高齢者医療制度の場合は「被保険者」の方がご記入ください。 ※記入できない場合は、代理の方がご記入ください。 ありがとうございました。 内に貼り、ご投函ください。 シールを 【個人情報の取扱いについて】 ご提供いただく個人情報は、第三者行為求償事務処理に利用し、 それ以外の目的で利用、提供はいたしません。個人情報の記入は 任意ですが、記入いただけない場合、適切な事務処理ができない ことがあります。個人情報の開示。訂正等をご希望される場合、以 下のお問い合わせ窓口までご連絡ください。なお、個人情報の管 理責任は、個人情報保護管理者(電話:0852-21-2113)が有します。

(お問い合わせ窓口) 〒690-0825 島根県松江市学園一丁目7番14号 島根県国民健康保険団体連合会 事業課

電話:0852-21-2136

1	父退保	事故等に	よる傷	淅届 (<u>国</u>	保)(後期	高齢者
2		険者証番	_			
	112 171	7 -	-	市	⊞T	
				郡	村	
3)	被保険者	(ふりがな)	71	4h	ተህ	
	険者	氏	<u></u>			
		生年月1	В	年	月	В
		〒 -		市	₽Ţ	
4)	相手	住 芹	斩	郡	村	
3	方	(ふりがな)				
	,5	氏 行	8			
	事故	発生年月日	日 令和	年	月	В
5)	= +	26 H 18 :	-	市	町	
	争战	発生場序	-yT	郡	村	
6	最初に	ご治療を受け7 医療機関名	t			
	個人帽	青報の取扱いに		上記の通り届	出ます。	
	f	命和 年	月	\Box		
		₹	-			
7)	信	E Āfi				
	E	€ 名				



地方単独医療費

1. 提出期限

福祉医療費及び乳幼児等医療費請求書の提出期限は、毎月10日です。本会へ持参又は送付(10日必着)してください。

2. 請求方法

(1) 国保及び後期高齢者医療分

レセプトの公費負担者番号及び受給者番号欄に福祉医療費または乳幼児等医療費にかかる情報を記入して提出してください。

(2) 社保分

① 紙媒体

連記様式の請求書を作成し請求してください(様式 P 58、59)。 また、診療報酬等総括票の県単独医療分の該当欄に件数を記入してください。

② 電子媒体(CD-R、FD、MO)

電子請求ファイルレイアウト (P61参照) に基づき、請求データを作成後、電子 媒体にデータを格納のうえ請求ください。

なお、本会が提供する簡易入力システムでも請求データの作成が可能です。

また、電子媒体で請求する場合は、事前テストが可能です。希望される場合はご連絡ください。電子媒体には医療機関コード等を記入し、『電子媒体等送付書』を添付のうえ提出ください(様式 P63)。

- ※医療保険及び4種の公費(5併)での請求については、電子請求ファイルレイアウト 上第4公費を設けていないため、お手数ですが紙媒体で請求してください。
 - ◇「福祉医療費及び乳幼児等医療費請求書」
 - ◇「電子媒体等送付書|

【本会ホームページ】

保険医療機関・保険薬局のみなさま → 各種様式

3. 請求書の返戻

(1) 国保及び後期高齢者医療分

記載不備等により返戻する場合、「増減点等及び返戻通知書」(様式 P 21) の摘要欄に事由を記載します。該当レセプトを併せて返送します。

(2) 社保分

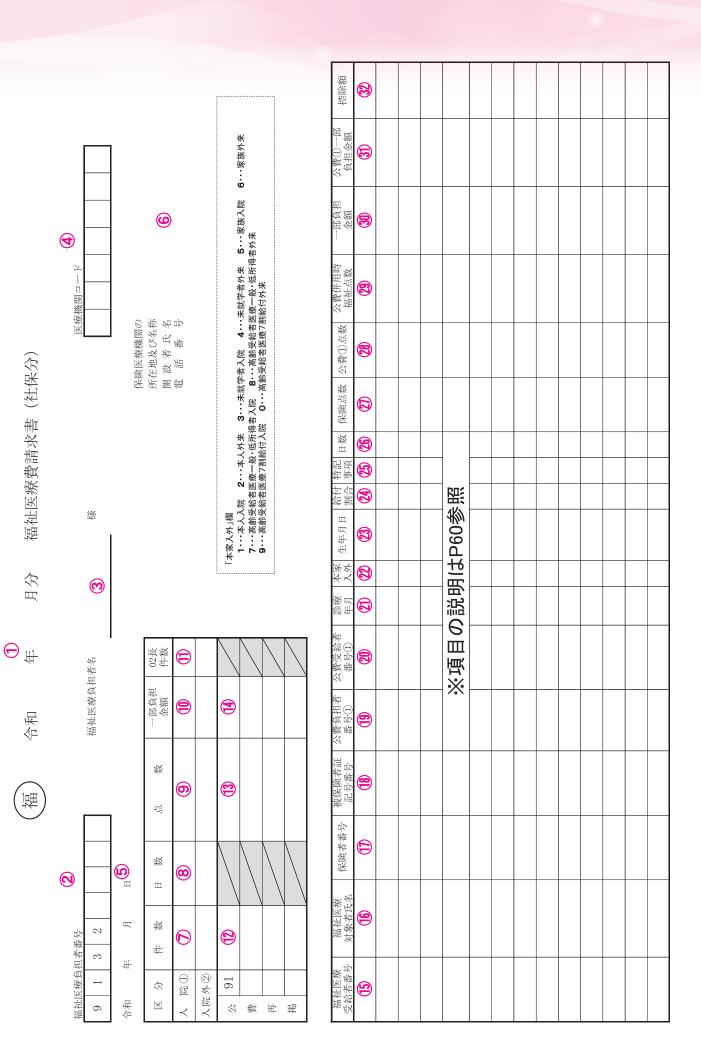
① 紙媒体

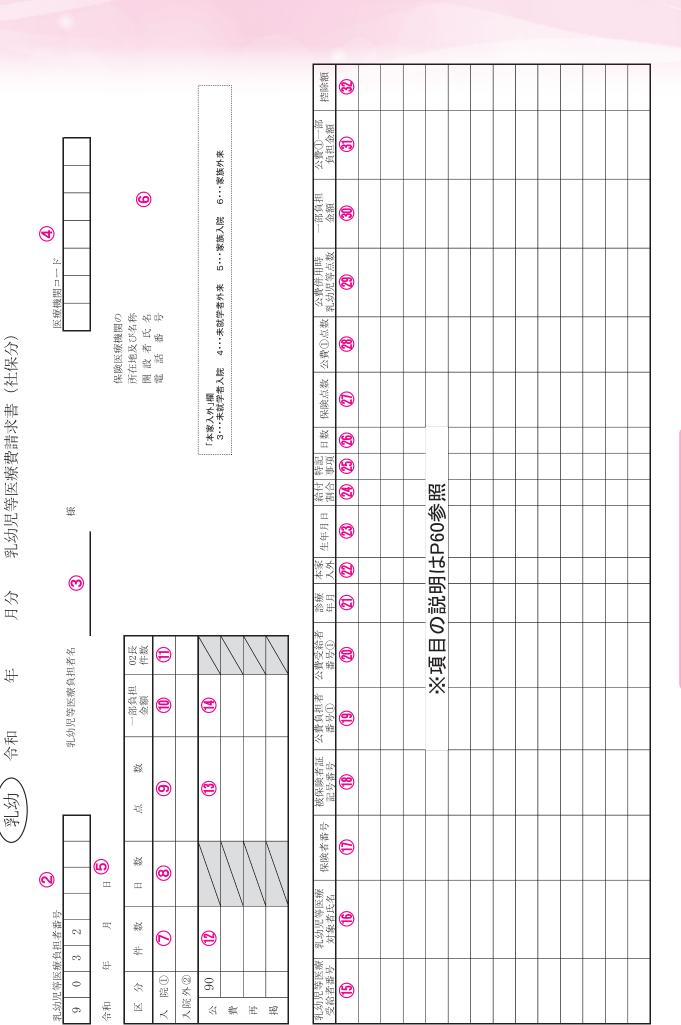
全件返戻する場合 …「増減点等及び返戻通知書」の摘要欄に返戻と記載します。 請求書を併せて返送します。

一部返戻する場合 …「増減点等及び返戻通知書」の摘要欄に削除と記載します。 請求書の該当行は本会で斜線(削除)し、市町村へ送付しま す。請求書は返送しません。

② 電子媒体

「増減点等及び返戻通知書」の摘要欄に削除と記載します。請求書は返送しません。





 Θ

28)

29)

30)

(31)

32)

Δ

Δ

Δ

Δ

Δ

Δ

Δ

Δ

Δ

公費①点数

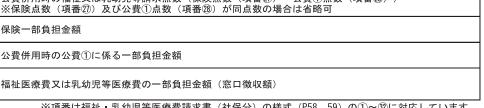
一部負担金額

公費①一部負担金額

療点数

控除額

〇記入項目説明 △:該当の場合のみ記入 ※福祉、乳幼児欄 〇:必須項目、 項番 福祉 乳幼児 項目名 (1) 0 0 請求年月 請求する年月 福祉医療/乳幼児等医療負担 2 0 \bigcirc 福祉医療費又は乳幼児等医療費の負担者番号 者番号 福祉医療/乳幼児等医療負担 3 \bigcirc \bigcirc 福祉医療費又は乳幼児等医療費の負担者(市町村)名 4 \bigcirc 医療機関コード (数字7桁) \circ 医療機関コード (5) 0 \circ 請求年月日 請求する年月日 保険医療機関の所在地及び 6 0 0 保険医療機関の所在地、名称、開設者氏名及び電話番号 名称・開設者氏名・電話番号 連記部分に記載した、入院分(本家入外欄(項番②以下同様)が1、3、5、7、9の請求)の件数の合計 下段は入院外分(本家入外欄が2、4、6、8、0の請求)の件数の合計 \bigcirc 0 0 件数 連記部分に記載した、入院分(本家入外欄が1、3、5、7、9の請求)の日数(項番®)の合計 下段は入院外分(本家入外欄が2、4、6、8、0の請求)の日数(項番®)の合計 (8) 0 0 日数 連記部分に記載した、入院分(本家入外欄が1、3、5、7、9の請求)の保険点数(項番②)の合計 下段は入院外分(本家入外欄が2、4、6、8、0の請求)の保険点数(項番②)の合計 (9) 0 0 点数 連記部分に記載した、入院分(本家入外欄が1、3、5、7、9の請求)の一部負担金額(項番⑩)の合計 下段は入院外分(本家入外欄が2、4、6、8、0の請求)の一部負担金額(項番⑩)の合計 10) Δ 一部負担金額 Δ 連記部分に記載した、入院分(本家入外欄が1、3、5、7、9の請求)の特記事項(項番您)に02と記載した 請求の件数の合計 ⑪ Δ Λ 02長件数 下段は入院外分(本家入外欄が2、4、6、8、0の請求)の特記事項(項番⑮)に02と記載した請求の件数の 連記部分に記載した、福祉医療費又は乳幼児等医療費の請求件数 12 \bigcirc \circ **公費再掲件数** 公費併用時は、下段に公費法別番号及び請求件数 連記部分に記載した、福祉医療費又は乳幼児等医療費の請求点数の合計 公費併用時は、下段に公費請求点数の合計 (13) 0 公費再掲点数 0 連記部分に記載した、福祉医療又は乳幼児等医療の控除額(項番②)の合計 14) 0 公費再掲一部負担金額 0 公費併用時は、下段公費①一部負担金額(項番③)の合計 福祉医療/乳幼児等医療受給 (15) 0 0 福祉医療費又は乳幼児等医療費の受給者番号(数字7桁) 者番号 福祉医療/乳幼児等医療対象 (16) 0 0 福祉医療費又は乳幼児等医療費の受給対象者氏名 者氏名 (17) 0 0 保険者番号 対象者が加入している保険の保険者番号 18) 0 0 被保険者証記号番号 対象者が加入している保険の被保険者証(記号)番号 (19) Δ Δ 公費負担者番号① 公費併用時、公費負担者番号(数字8桁) 20 Δ Δ 公費受給者番号① 公費併用時、公費受給者番号(数字7桁) 21) \cap \cap 診療年日 診療年日(数字4桁) 例) 会和5年4日⇒0504 本家入外区分(1から0までの数字1桁) 2:本人外来 3:未就学者入院 7:高齢受給者·一般·低所得者入院 1:本人入院 4:未就学者外来 5:家族入院 **(22)** 0 本家入外 6:家族外来 0 8:高齢受給者・一般・低所得者外来 9:高齡受給者•7割給付入院 0:高齢受給者・7割給付外来 23) 0 生年月日 例) 昭和34年5月6日⇒S34.5.6 0 生年月日 保険給付割合(数字1桁 ※本家人外区分と一致する給付割合 給付割合7:本家入外1、2、5、6、9、0 給付割合8:本家入外3、4、7、8(7、8は高齢受給者の場合) 24) 給付割合 0 0 特記事項 (02:長、16:長2、26:区ア、27:区イ、28:区ウ、29:区エ、30:区オ 31:多ア、32:多イ、33:多ウ、34:多エ、35:多オ) ※複数該当する場合は上下2段で記載してください。 **(25)** 特記事項 Δ 26) 0 日数 0 診療実日数 2 0 0 保険点数 保険点数



※保険点数 (項番②)と同点数の場合は省略可

公費併用時福祉/乳幼児等医 公費併用時の福祉又は乳幼児等請求点数(保険点数(項番②) - 公費①点数(項番③))

公費併用時の公費①の請求点数

第2部 地方単独医療費の請求について

福祉医療費及び乳幼児等医療費電子請求ファイルレイアウト(社保分)

Š.

令和4年9月診療分から

項目	バ小数		乳幼児等医療	福祉医療	説 明
保険医療機関等コード	固定	10	0	0	自機関の10桁コード(327*******)T:点数表区分 医科:1 歯科:3 調剤:4
旧総合病院 診療科	国定	2	◁	⊲	日総合病院の診療科(平成22年3月診療分以前に限る)(該当しない場合は未設定にする)
福祉医療/乳幼児等医療 負担者番号	国定	∞	0	0	福祉医療、及び乳幼児等医療の負担者番号
福祉医療/乳幼児等医療 受給者番号	最大	7	0	0	福祉医療、及び乳幼児等医療の受給者番号
氏名	最大	100	0	0	漢字氏名、又はカナ氏名(全角のみ)
保險者番号	最大	∞	0	0	
被保険者証記号	最大	40	0	0	全角のみ
被保険者証番号	最大	40	0	0	全角のみ
公費①負担者番号	国定	∞	⊲	⊲	公費併用時、その公費負担者番号を編集
公費①受給者番号	最大	7	◁	◁	公費併用時、その公費受給者番号を編集
公費②負担者番号	国定	∞	◁	⊲	公費併用時、その公費負担者番号を編集
公費②受給者番号	最大	2	⊲	⊲	公費併用時、その公費受給者番号を編集
診療年月	固定	5	0	0	和曆年月:gyymm (g:4=环成、5=令和)
保険制度		1	(1)	(1)	1=社保 (固定)
本人家族入外		-	$(3 \sim 6)$	(1 ~ 0)	1=入院、3=未就学児入院、5=家族入院、7=高齢者(一般)入院、9=高齢者(一定以上)入院、 2=外来、4=未就学児外来、6=家族外来、8=高齢者(一般)外来、0=高齢者(一定以上)外来
性別		_			
生年月日	国定		0	0	和曆年月日:gyymmdd (g:1=明治、2=大正、3=昭和、4=平成、5=令和)
給付割合	固定	2	0	0	R
特記事項	最大	∞	◁	◁	02=長、16=長2、17=上位、18=一般、19=低所、26=区ア、27=区イ、28=区ウ、29=区エ、30=区オ31=多ア、32=多イ、33=多ウ、34=多エ、35=多オ (特記事項が複数ある場合は連続入力【例】「0229」)
在宅総合診療料		-	\	◁	- 「在宅時医学総合管理料」「在宅末期医療総合診療科」を算定した場合 (平成24年3月診療分以前に限る) (該当しない場合は未設定にする)
診療日数	最大	2	0	0	診療実日数
保険点数	最大	2	0	0	
公費①点数	最大	2	\triangleleft	abla	公費併用時、その公費点数を編集(保険点数と同点の場合は省略可)
公費②点数	最大	2	◁	◁	公費併用時、その公費点数を編集(保険点数と同点の場合は省略可)
福祉医療/乳幼児等医療 点数	最大	2	⊲	\triangleleft	福祉医療、及び乳幼児等医療に係る点数(分点の場合、差引点数又は総点数(保険点数)を記載)
(公費負担医療に係る一部負担金額)	最大	9	abla	abla	、保険一部負担額の内の公費に係る
(福祉/乳幼児等医療費に係る一部負担金額)	最大	9	\triangleleft	\triangleleft	公費併用時、保険一部負担額の内の福祉医療、及び乳幼児等医療に係る金額を編集
	最大	9	\triangleleft	\triangleleft	闰
	最大	9	◁	◁	
公費②一部負担額	最大	9	⊲	\triangleleft	公費併用時、公費分の患者負担額を編集
福祉医療/乳幼児等医療 控除額	最大	2	\triangleleft	\triangleleft	福祉医療/乳幼児等医療の県制度に従った一部負担額

C	必須項目
\triangleleft	該当する場合のみ必須項目
\	編集出来ない項目

29 30

- CSV形式 (レコード末尾に0x0d0aが付加されている事) とする - Shift-JISコードであること。また、外字 (0xf040 ~ 0xf9fc) は対応していない (Windows10で表示可能な文字である事) - 項目ごとの括り文字はカンマ (0x2c)のみとし、その他の文字 (タブ(0x09)等) は不可 - 列データの前後空目 (0x2c) で括られていても構わないが、列データ中にカンマを混入しない事 - 列データの前後空目 (0x2c) は無視する為、固定長CSV形式でも可 - 1 件目に見出し行を付けない事 - 一番号・日数・点数・金額の前ゼロは、あっても無くても構わない - 未設定にする項目にはNull (カンマを続ける) かスペース (0x2c)を設定し、ゼロ (0x3c)を設定しない事

ファイル名

GYYMM 32T****** csv

G : 元号 (令和=5) YY: 年 MM:月 (提出月)

提出年月 (5桁)

T : 点数表区分 (1桁) 医科:1 歯科:3 調剤:4 *******: 自機関コード (7桁)

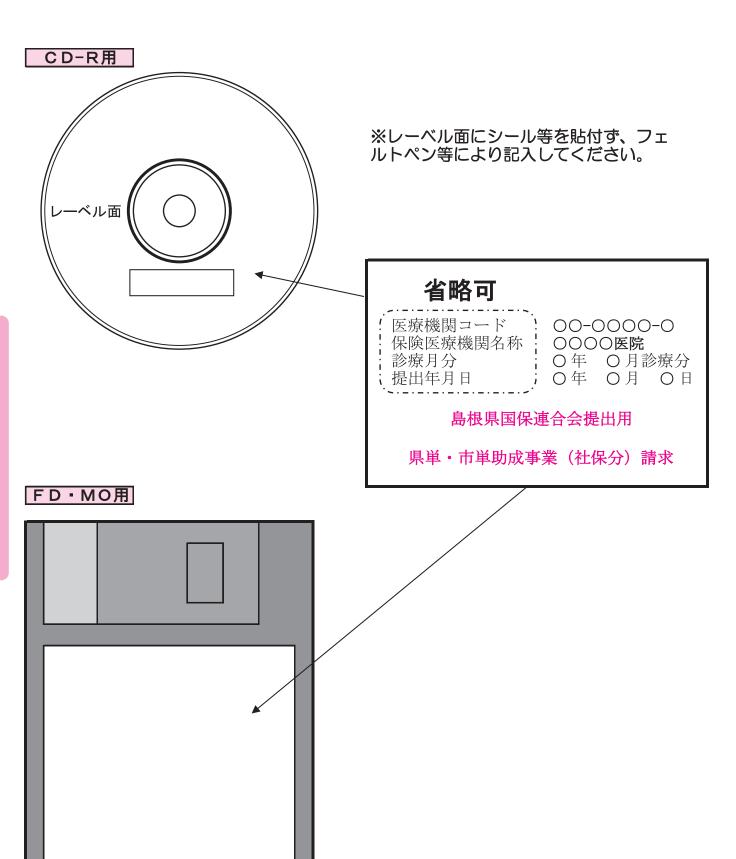
19

20 22 23 24 25 26 27 28

14 15 16 17

 ∞

○社保分 福祉及び乳幼児等医療費電子媒体貼付ラベル記入例



住所松江市学園一丁目7番14号開設者氏名国保太郎

福祉(乳幼児等)医療費請求書(社保分)電子請求にかかる電子媒体等送付書

医療機関(薬局)コード	9	9-9999-9	
医療機関(薬局)名称		○○病院	
診療(調剤)月分	令和○○	年○○月診療(調剤)分
提出年月日	令和 ○	○年○○月(ООВ
媒 体 種 類	F D	МО	C D-R
備考			

[※] 媒体種類については、該当に○を付すこと。

4. レセプト及び請求書記入例

(医科・歯科) 福祉医療記入例

〇高額療養費現物給付なし

事例1 外来・70歳未満・保険福祉併用・現物給付なし

本家入外:本人外来(給付割合:7割)

所得区分:一般

保険点数:1,000点

福祉医療負担限度額:6,000円

事例2 入院・70歳未満・保険福祉併用・現物給付なし 本家入外:家族入院(給付割合:7割)

※福祉医療費の請求がない場合は、本来はレセプトに

〇福祉医療費給付なし

事例3 外来・後期高齢・保険福祉併用・現物給付なし **冨祉の記入は不要ですが、その対応ができない場合**

本家入外:後期高齢者一般外来(給付割合:9割)

保険点数:8,000点 所得区分:低所得

福祉医療負担限度額:2,000円

「国位の首合」

公 古 古 古 寺 子 日 日 古

[国保の場合]

福祉医療負担限度額:6,000円 保険点数:532点 所得区分:一般

[後期高齢の場合]

0		H.
0		(担金額
0		一部負
公費負担 医療の受 給者番号⊕	公費負担 医療の受 給者番号②	型
○ <a a="" kg="" ½<="">	公阪港	弘
0		※
0		址
9 1 3		*
公費負 担者番 ⊖ ⊕	公費負 担者番 号 ②	100
公草中	公署担保	砆
		_
0		田

一部負担金額 円		532	
105			7
掻		位で記	
北		田田	
※	532	- 類	H
₩	55		
HEE HEE			
Β/	* 箧	公費① 公費	(0)
	秦維	気の給付	

	_	【国保の場合】	り場												
0		公費負 担者番 号		9 1	9 1 3 2 0 0 0	0	0	0	公費負担 医療の受 給者番号®		0	0	0 0 0 0	0	0
		公 古 古 古 帝 由 (3)							公費負担 医療の受 給者番号(2)	- 4. C					
負担金額 円				777	长	₩ ₩		北	迅	屯			負担金額		E
	療 保 除	12 AT/			8,000	00									
		21:											(3	
7 I, 000	給付寶田		0,0	# 00C	X	땅	× 1	画	8,000点×10円×1割 > 2,000円	П 00	(]	, V	. 2, 000	\circ
	公費	/1 B-1			ı	⇒ 2,000円を記入	8	₩	己人						

部負担金額

火

灩

1,000

[社保の場合]

1,000点×10円×1割 < 6,000円

⇒ 1,000円を記入

	1																	
₩◎	福祉医療 受給者番号	福祉医療 対象者氏名	保険者番号	被保険者証 記号番号	公費負担者 番号①	公費受給者 番号①	診療 年月	本家 人外	生年月日	給付 4	特記 事項	日数	保険点数	公費①点数	公費併用時 福祉,点数	一部負担 金額	公費①一部 負担金額	控除額
_	0000000	•	00000000	00000000			***	2	S**. **.	L		1	1,000					1,000
7		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	00000000	000000000			* * *	гc	S**. **.	2		rc.	8,000					2,000
ო						社(保分で	は事例	例3の請求	は不	瞅							

ポイント◎ 控除額欄には、総医療費の一割相当額と福祉医療負担限度額を比較し、金額が少ない方を記入

- 福祉医療負担限度額 ・ 総医療費の一割相当額
- 福祉医療負担限度額 ・総医療費の一割相当額
- \uparrow \uparrow
- 総医療費の一割相当額を記入 福祉医療負担限度額を記入

公費 相 名 (3) (4)

〇高額療養費現物給付あり

事例4 入院・70歳未満・保険福祉併用・現物給付あり

本家入外:家族入院(給付割合:7割)

所得区分:低所得

保険点数:41,980点

高額療養費負担限度額:35,400円

福祉医療負担限度額:2,000円

3.2

9:1

公 古 名 帝 帝 田

[国保の場合]

事例5 入院・70歳以上・保険福祉併用・現物給付あり

事例6 | 外来・70歳以上・保険福祉併用・現物給付あり

本家入外:高齡受給者外来(給付割合:8割)

本家入外:高齡受給者入院(給付割合:8割)

所得区分: 低所得 I

保険点数:6,465点

高額療養費負担限度額:8,000円

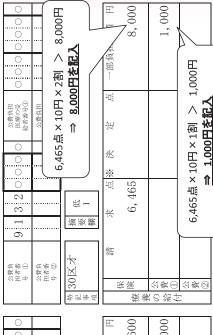
高額療養費負担限度額:57,600円 福祉医療負担限度額:20,000円

保険点数:35,000点

所得区分:一般

福祉医療負担限度額:1,000円

[国保の場合]



9 1 3 2 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	25 000 5 × 10 田 × 2 里 下 2 5 0 0 日			請 求 点※ 決 定 点 一部 金額 円	35,000 57,600	35,000点×10円×1割 > 20,000円 ⇒ 20,000円を記入
公 相 忠 本 奉 田 田 東 華 田 田 華 田	公費負 担者番 号 ②	華 29区工	中田	t)	療養体験	給付實①公費◎

[国保の場合] 35, 400 2,000 負担金額 41,980点×10円×3割 > 35,400円 41,980点×10円×1割 > 2,000円 ⇒ 35,400円を記入 公費負担

氷

30区才

公 古 古 中 本 多 日 日

41,980

/	※ 定 点 一部	7 5		7 田000002 〈	円を記入	
	請 水 点 ※	35,000		35 000 占 × 10 田 × 1割	○ 20,000円を記	
	Ę	茶漆	_	給付費の	公 费	(N)
	E	00		2		_

[社保の場合]

⇒ 2,000円を記入

串例	福祉医療 受給者番号	福祉医療 対象者氏名	保険者番号	被保険者証記号番号	公費負担者 番号①	公費受給者 番号①	診療年月	本文学	生年月日	割合	特記 事項	日数	保険点数	公費①点数	公費併用時 福祉点数	一部負担 金額	公費①一部 負担金額	控除額
4		•	00000000	0000000			* * *	5	S**. **.	2	30	12	41,980			35, 400		2,000
2	0000000	• • •	00000000	00000000 000000000			***	L	8**.**	8	59	8	35,000			57,600		20,000
9	0000000	•	00000000	00000000 000000000			* * * *	∞	S**. **.	∞	98	∞	6,465			8,000		1,000
		-										1/						

ポイント◎ 高額療養費が現物給付される場合は一部負担金額欄を記入

一部負担金額等は、『診療報酬請求書等の記載要領等について』を参考に記入してください。

現物給付された方は、特記事項に所得区分の記入 70歳以上の方、又は70歳未満で高額療養費が が必要です。

保険

○更生医療・特定疾病療養併用あり(法別:15) 〇自立支援医療併用あり(法別:21)

事例7 外来・70歳末満・公費併用(3併)・現物給付なし

本家入外:本人外来(給付割合:7割)

所得区分:低所得

公費①点数:3,500点 保険点数:3,500点

公費①一部負担限度額:2,500円

福祉医療負担限度額:1,000円

事例8 外来・70歳末満・公費併用(3併)・現物給付あり 本家入外:本人外来(給付割合:7割)

事例9 外来・70歳以上・公費併用(3併)・現物給付あり 本家入外:高齡受給者外来(給付割合:8割)

所得区分:低所得

保険点数:40,700点

特定疾病療養(02長)限度額:10,000円

特定疾病療養(02長)限度額:10,000円

公費①一部負担限度額:5,000円 福祉医療負担限度額:1,000円

公費負 担者 号 ①

3:2

2 1

[国保の場合]

9:1

公費 相名 (日本 (日本 (日本)

6

公 相 中 中 中 中 中

02長

[国保の場合]

公費①点数:40,700点

所得区分:認定証の提示なし(不明)

保険点数:40,700点

公費①点数:40,700点

公費①一部負担限度額:5,000円 福祉医療負担限度額:1,000円

[国保の場合]

	0	0	
	0	0	
	0	0	
	0	0	
		<u> </u>	
		0	
	公費負担 医療の受 給者番号⊕	公費負担 医療の受 給者番号②	
	0	0	
	0	0	ı
	<u> </u>	<u> </u>	ı
ļ	- 2	0	l
	က	3	
ı	5	1	
	-	6	
	公費負 租者番 号 ①	公費負 担者番 号 ②	
	0	0	
	0	0	

	₩	
岷	X	
02	30	
樂员	님 拚	晋

]	擀	巻
ı	保険	<
1	期日	
	求 40,7	
	点700	
	※ 00	
	此	
	చ	

10,000

一部負担金額 円

1∏{

1,000

5,000

40,700点×10円×1割 > 1,000円

⇒ 1,000円を記入

	辈
ı	
1	
_	
	\mathbb{H}

掘

一部負担金額 円

416

(H

北 **※**

*

灩

保険

公費①

公費

3,500

民货

200 111		7.1		
E		000	1,000	
E 領		5, 000	1, (
一			Λ	
	,		$\bigcup \bigcup$	
		E		
谱		000′1		
Ą		Λ	겂	
± 01 ± 01		700点×10円×1割 > 1,000円	⇒ 1,000円を記入	
*		Ē	ĕ	
ж ж 40, 700		< 10F	1,(
ж 40,		00点~	11	

挨者	の発作	
	5,000	1,000
	5,	1,
		1
<u>.</u>	E	
	000,	
į	1,000円	3
		2
00	× 6	3
40, 700	40,700点×10円×1割 1 1000日本1	
4(,700点	
	40	

公費

2,500

1,000

[社保の場合]

〇難病公費併用あり(法別54)

事 ※	事例10 外来・70 歳 本家入外:本人外来	70歲未滿。 外来(給付售	<mark>事例10] 外来・70歳未満・難病福祉併用・現物給付なし</mark> 本家入外:本人外来(給付割合:7割)	1.現物給付	_	事例11 外来・ZO歳未満・難療本家入外:本人外来(給付割合	70歳未満 √来(給付	11 外来・70歳未満・難病福祉併用・現物給付なし 入外:本人外来(給付割合:7割)	用・現物総	対なし	事例12 本家入5		.歲未滿。難病福祉併 そ(給付割合:7割)	病福祉併 5:7割)	目•現物給	付なし
所得	所得区分:低所得				所得	所得区分:年収約370万円以下	\$370万P	9以下			所得区5	所得区分:低所得				
保険	保険点数:437点	TE.			保険	保険点数:8,000点	0点				保険点数	保険点数:5,400点	,in:			
公費	公費①点数:437点	37点			公費	公費①点数:5,900点)00点				公費①5	公費①点数:4,000点)点			
公費	到一部負担	公費①一部負担限度額:2,500円	田00.		公費	公費①一部負担限度額:10,000円	艮度額:1	日0000,0			公費①-	公費①一部負担限度額:2,500円	該額:2,50 0			
福祉	医療負担限	福祉医療負担限度額:1,000円	EC.		福祉	福祉医療負担限度額:6,000円	ぎ額:6,0 ℓ	日00日			福祉医療	福祉医療負担限度額:6,000円	₹:6,000F	F		
	[国保の場合]				Ė	国保の場合】						[国保の場合]				
	公費負 担者番 9 ①	4 3 2 0 0	公費負担 医療の受 給者番号①	0 0 0	0	公費負 担者番 号 ①	3 2 0 0	公費負担 ○ 医療の受 給者番号①	0	0	公費負担者務	5 4 3	2000	公費負担 ○ 医療の受 給者番号①	0	0
	公費負 担者番 号 ②	32000	公費負担 公費負担 医療の受 給者番号②	0 0 0	0 0	公費負 担者番 号 ② 1	3 2 0 0	公費負担 ○	0	0 0 0	公費負 相者番 号 ②	9 1 3	2000	公費負担 区療の受 給者番号②	0	0
李四年版	30医才	437点×10円×2割 ⇒ 87 4	2割 < 2,500円 874円を記入	E 0	李哲華風	H	—————————————————————————————————————				幸福華風		5,400点×10円×2割 → 2,50 0	^ 田	2,500円 配入	
Ę	無	* * *	※ 定	以負担金額	E	細口	※ 学	米品		担金額 円			※ ※	THE STATE OF THE S	郎負担	3負担金額 円
療法保険		437		/	秦 維		8,000				療法保険	5,	5, 400	•	/	
公常付公費の					874 公都 日本		5, 900			0		4,	4,000			2, 500
2 ○ ○					440 費		2, 100			6,000		1,	1, 400			5, 400
	437	437点×10円×1割	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /			8,000点×10円×1割	^	6,000円				5,400点×10円×1割	H×1割 <	6,000円		
		→ 440	440円を記入		0円(公費①息	0円(公費①患者負担)+(2,100点×10円×3割)> → 6 mm田本記 λ	(2,100点×10F 6 000日参記 A		6,000円	2,5	00円(公費(〕	2,500円(公費①患者負担)+(1,400点×10円×3割)> 5,400円 → 5,400円を記入)+(1,400点× 5.400円を記り	10円×3割 入]) > 5,400	 E
<u></u>	[社保の場合]			ر		- 1		<u> </u>				I		1		
事例	福祉医療 受給者番号	福祉医療 対象者氏名	保険者番号	被保険者証 記号番号	公費負担者 番号①	公費受給者 番号①	診療 年月 入	本家 生年月日 入外	給付 特記割合 事項	日数	保険点数	公費①点数	公費併用時 福祉点数	一部負担 (金額	公費①一部 負担金額	控除額
10	0000000	•	00000000	000000000	54320000	0000000	***	2 S**. **. **	2 :	2	437	437			874	440
11	0000000	•	00000000	00000000	54320000	0000000	* * *	2 S**. **. **	2 :	2	8,000	5, 900	2, 100		0	6,000
12	0000000	•	00000000	000000000	54320000	0000000	* * *	2 S**. **. **	. 7	4	5, 400	4,000	1, 400		2, 500	5, 400

福祉医療記入例(調剤)

〇高額療養費現物給付なし

事例1 外来・70歳末満・保険福祉併用・現物給付なし

事例2 外来・70歳以上・保険福祉併用・現物給付なし

本家入外:高齡受給者一般外来(給付割合:8割)

本家入外:本人外来(給付割合:7割)

所得区分:一般

保険点数:500点

[国保の場合]

0	
0	
0	
0	
0	
0	
0	
	8
公英①	公受②
2	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
0	
0	
0	
0	
2	
3	
П	
6	
	(2)
	4111k
更	\sum_{i}
公負①	公負②

[国保の場合]

保険点数:2,000点

所得区分:一般

		Ì
0		
0 0 0		
<u> </u>		
0		
0		
0		
0		
	0	
公顷①	公受②	
収入	以入	
	11	
3 2 0 0 0		
0		
0		
0		
2		
3		
6		
Θ	\odot	Н
倒	負	\boxtimes
公負①	公負②	29区エ
		特記事
		V 1

中原			
	E		
	-部負担金額		
	'		
	屯		
	祵		
			
	*		
	※ 200		
	*		
	将EC 前12		
	保飯	Θ	8

	一部負担金額		
	点——		
	闭		
	点※ 決		
	求 点 2,000		
	糧		
_	张	Θ	©

田

[社保の場合]

福祉医療 受給者番号	0000)000
声声	0000000	0000000
福祉医療 対象者氏名	••	•
保険者番号	000000000	000000000
被保険者証 記号番号	00000000 00000000	00000000
公費負担者 番号①		
公費受給者 番号①		
診療年月	0305	0305
本家 入外	2 S	8 8
生年月日	** ** **	?**. **. **
給付 特記割合 事項	<i>L</i>	8 29
日数	1	2
保険点数	200	2,000
公費①点数		
公費併用時 福祉点数		
一部負担金額		
公費①一部 負担金額		

70歳以上の方、又は70歳未満で高額療養費が現物給付された方は、 特記事項に所得区分の記入が必要です。

パイント® 控除額欄は記入不要

調剤薬局においては、一部負担金額が福祉医療費により全額助成されるため、<u>公費一部負担金額欄(社保分は控除額欄)の記入は不要</u>

〇高額療養費現物給付あり

事例3 外来・70歳未満・保険福祉併用・現物給付あり

本家入外:本人外来(給付割合:7割)

所得区分:低所得

保険点数: 12,088点

高額療養費負担限度額:35,400円

公負①

公負②

[国保の場合]

事例4 外来・70歳以上・保険福祉併用・現物給付あり

本家入外:高齢者受給者一般外来(給付割合:8割) 所得区分:一般

保険点数:9,465点

高額療養費負担限度額:18,000円

18,000 一部負担金額 9,465点×10円×2割 > 18,000円 105 公吳① 公戏② ⇒ 18,000円を記入 12 火 **※** 9,465 9 1 3 2 * [国保の場合] 公負① 公負② (3) 保険 Θ 35,400 一部負担金額 12,088点×10円×3割 > 35,400円 40% 公郊① 公郊② **₩** ⇒ 35,400円を記入 ※ 米

【社保の場合】

(3)

 Θ

控除額

ポイント◎ 高額療養費が現物給付される場合は一部負担金額欄を記入

一部負担金額は、『診療報酬請求書等の記載要領等について』を参考に記入してください。

12,088

*

艦

〇公費併用あり

事例5 外来・家族外来・公費併用(3併)・現物給付なし

本家入外:家族外来(給付割合:7割)

所得区分:一般

保険点数:2,000点

公費①点数:2,000点

公費①一部負担限度額:原則1割負担(上限なしの場合)

本家入外:家族外来(給付割合:7割) 保険点数:2,000点 所得区分:一般

事例6 外来・家族外来・公費併用(3併)・現物給付なし

公費①点数:500点

公費①一部負担限度額:原則1割負担(上限なしの場合)

[国保の場合]

200	9(0	500					Θ
							0)0(2,000				朱極
田	一部負担金額		ゼ	河	氷		₩ ₩	-114	长	PV		HIE HIE	Ē/
0	0 0 0 0	0	2) (2)	9 1 3 2 0 0 公受②	0	<u> </u>	<u> </u>	\sim	 	\vdash	6	公負②	$\langle 4 \rangle$
0	0 0 0 0	0	2 1 3 2 0 0 0 公受①	4	0	<u>o</u>		0	37	Π	2	公負①	Ø
Ī					I	ı	ł	ł		ì	į		

0 火

32000 **※**

9 1

公負②

公受□ ○○○

3.2

2 1

公負①

[国保の場合]

一部負担金額

垣

迧

长

HE

2,000

[社保の場合]

10 14 14	備化医療	受給者番号	2 0000	9
ı			• 0000000	• 0000000
1	福祉医療	対象者氏名	•	•
	日珍本本日	米政合金り	00000000	00000000
그는 사는 사이 나를 가는	极	記号番号	•• oooooooo oooooooo 2132O	•• 00000000 00000000 2132OC
Ģ	公費負担者	番号①	()	
1 1	公費受給者	番号①	00000000 001	00000000 000
11 41	影楽	年月	0305	0305
		入外	•S 9	∙S 9
	444	п Т+ Н	S**. **. **	8**. **. **
	おか		2	2
11 4	Ε	事項。	3	3
	東中 公田	数	2,000	2,000
		- N		200
247 445	公費併用時	福祉点数		1, 500
1	一部包括	金額		
(-	公費(二一部	負担金額	0007	009
	44th RA	打坏色		

1,500

(3)

2,000

後

ポイント◎ 公費併用時、公費対象点数が保険点数と異なる場合は、それぞれの点数等を記入

公費併用時、公費対象点数が保険点数と異なる場合は、公費①点数を記入し、福祉点数は(保険点数)-(公費①)点数を記入

保險

 Θ

(3)

(医科・歯科) 乳幼児等医療記入例

未就学者

○高額療養費現物給付なし

事例1 外来・乳幼児等併用・現物給付なし

本家入外:未就学者外来(給付割合:8割)

所得区分:区分ウ(年収約370万~約770万円)

保険点数:800点

乳幼児等医療負担限度額:無料

未就学者:小児慢性併用あり(法別:52)

事例2 外来・小児慢性乳幼児等併用・現物給付なし

本家入外:未就学者外来(給付割合:8割)

所得区分:区分ウ(年収約370万~約770万円)

保険点数:3,000点

公費①点数:3,000点

公費①一部負担限度額:1,700円

乳幼児等医療負担限度額:無料

[国保の場合]

0	0
0	0
0	0
0	0
0	0
····	
k負担 kの受 番号①	*負担 素の受 番号©
費の事	横角の
公費 医療 給者羅	公費 配券 給者者
0	0
0	0
0	0
0	0
2	2
3	3
2	0
5	6
負審回	供海回
公田名	公担号 費者

/ 市町村単独医 _例	問者 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)		
E		\backslash	
		\bigvee	
日金%		,	
一部負担金額			
1			
105			
12			
4			
·×			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	800		
	8		
*			
##			
<u> </u>	保険	公費①	公費②
	廃業	この給け	

寮費助成事業により

負担なし

金額(控除額欄)は

入しない

(一部負担金額		1, 700	1		
1 €		١.,	للر	_	
州			1. J. U	1	16
氷			業	1887	E
*			计	<u>.</u> 5	
~~	3,000		貴助反	担な	(控除器 /ない
*	3,		医療費	患者負担な	前月担金(記入し)
#mm			市町村単独医療費助成事業により	ŧ	[]
P	* 衡	公費(七		-
	療業				

1,700

[社保の場合]

、費①一部 控除額 負担金額		1,700
一部負担 公費(金額 負担		
公費併用時 乳幼児等点数		
公費①点数		
保険点数	800	3,000
日数	1	3
· 特記		
給付 割合	8	8
生年月日	R**. **. **	R**. **. **
本家 入外	4	4
診療 年月	0305	0305
公費受給者 番号①		0000000
公費負担者 番号①		52320000
被保険者証 記号番号	00000000	000000000 00000000
保険者番号	000000000	000000000
N幼児等医療 乳幼児等医療 受給者番号 対象者氏名		•
乳幼児等医療 受給者番号	0000000	0000000
事例	_	7

ポイント◎ 患者負担がない場合は、一部負担金額(控除額)欄は記入不要

患者負担がない場合の一部負担金額(控除額)欄は、「0」ではなく空欄としてください。

公費負 担者番 号 ②

[国保の場合]

一部負担金額 所得区分:世帯非課税者・20歳未満の障がい児・者 事例4 外来・福祉乳幼児等受給者・現物給付なし 415 本家入外:未就学外来(給付割合8割) \mathbb{H} 福祉医療負担限度額:1,000円 乳幼児等医療負担限度額:無料 出 **※** 公費①点数:10,000点 保険点数:10,000点 3.2 3 2 * 0 6 9:1 [国保の場合] 體 公 古 名 帝 帝 田 公 古 古 多 母 田 日 事例4 福祉医療と乳幼児医療を併用 事例3 以外の市町村 西ノ島町、知夫村、飯南町、邑南町、隠岐の島町 併用はしない ⇒ 乳幼児医療のみで請求 松江市、浜田市、出雲市、江津市、雲南市 事例3 福祉医療と乳幼児医療の 一部負担金額 所得区分:世帯非課税者・20歳未満の障がい児・者 未就学者:福祉及び乳幼児等の受給者 事例3 外来・乳幼児等併用・現物給付なし 乓 本家入外:未就学外来(給付割合8割) 公費負担 医療の受 給者番号② 迅 福祉医療負担限度額:1,000円 乳幼児等医療負担限度額:無料 6 出 **※** 公費①点数:10,000点 保険点数:10,000点 9 0 3 2 * [国保の場合]

	【社保の場合】					_)		
Inib 🕏	事 乳幼児等医療例 受給者番号	乳幼児等医療 対象者氏名	保険者番号	被保険者証 記号番号	公費負担者 番号①	公費受給者 番号①	診療年月	大 外 外	生年月日	給付 割合	特記 事項	日数	保険点数	公費①点数	公費併用時 乳幼児等点数	一部負担 金額	公費①一部 負担金額	控除額
n	00000000	:	00000000	00000000			0305	4 R	K**. **. **	∞		7	10,000					
4		•		00000000	1 3 2 0 0 0 0	0000000	0305	4 R	R**. **. **	8		7	10,000				1,000	

1,000

10,000点×10円×1割 > 1,000円

公費

10,000

⇒ 1,000円を記入

市町村単独医療費助成事業により患者負担なし

市町村単独医療費助成事業により患者負担なし ⇒ 一部負担金額(控除額欄)は記入しない

⇒ 一部負担金額(控除額欄)は記入しない

ポイント◎ 市町村によって福祉医療と乳幼児医療併用の取扱い(請求方法)が異なりますのでご留意ください。

10,000

公費の

就学者

[乳幼児等医療の拡大により無料となる場合]

事例5 外来・乳幼児等併用・現物給付なし

本家入外:家族外来(給付割合7割)

所得区分:区分ウ(年収約370万~約770万円)

所得区分:区分ウ(年収約370万~約770万円)

乳幼児等医療負担限度額:1,000円

保険点数:3,500点

事例6 外来・乳幼児等併用・現物給付なし 本家入外:家族外来(給付割合7割)

[自己負担限度額がある場合]

保険点数:3,500点

乳幼児等医療負担限度額:無料

公費負担 医療の受 給者番号⊕

公祖守 名 衛 衛 田 田

公費負担 名

[国保の場合]

[国保の場合]

0	
0	
0	[
0	[
0	
0	[
0	1
公費負担 医療の受 給者番号①	公費負担 医療の受 給者番号②
6	
2	
0	
0	
2	
3	
0]
6	
公 古 合 帝 田 帝 帝 帝	公費負担者番 中 ②

一部負担金額 円	
_	
京	市町村単独医療費助成制度により 患者負担なし ラ 一部負担金額(控除額欄)は 証入しない
张 00	費助成制度 担なし (位除額) ない
录 点 ※ 3,500	単独医療費助成 単独医療費助成 患者負担なし 部負担金額(控 記入しない
₩ ç,	本
HE	中国 中国 中国 中国 中国 中国 中国 中国
保険	変の給付 公費② 公費③ 公費③ 公費③ 公費③ 公費③

乳幼児等医療 果納児等医療 保險者番号 対象者氏名 記号番号	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•
公費負担者 公費受給者 番号① 番号①		
3者 診療) 年月	0305	0305
本家人	4Н 9	Н 9
生年月日	** ** **	
給付割合	2	7
特記 事項		

٥
5
tu
11
\checkmark
恤
FIII
FAIR FAIR
וָן
۲
8
4
Т
- III
異なりま
粟,
嘶
Ŕ
貅
嚻
Ш
盐
釽
舯
##5
松
42
臣
岳
等医療の助成内容(患者負担額等
極
票(
巛
舭
画
臣
প্ৰ
計
いる
D
4
IJ
卡
世
温
モ
1
Ľ
3
$ \leftarrow$
<u>*</u>
15

1,000

控除額

公費◎一部 負担金額

一部負担

金額

乳幼児等点数 公費併用時

公費①点数

保険点数

田楼

3,500

3

3,500

က

福祉・乳幼児等医療の一部負担金額等は、国保連合会ホームページの<u>保険医療機関・保険薬局のみなさま→福祉・乳幼児等の請求について</u> → **『島根県・市町村単独医療費助成事業の自己負担限度額一覧』**を参考に記入してください。

〇高額療養費現物給付あり

乳幼児等医療の拡大により無料となる場合】

事例7 入院・乳幼児等併用・現物給付あり 本家入外:家族入院(給付割合:7割)

所得区分:区分才(住民税非課税)

保険点数:56,000点

高額療養費負担限度額:35,400円

乳幼児等医療負担限度額:無料

(自己負担限度額がある場合)

事例8 入院・乳幼児等併用・現物給付あり 本家入外:家族入院(給付割合7割)

事例9 外来・福祉乳幼児等受給者・現物給付なし

本家入外:家族外来(給付割合7割)

就学者:福祉及び乳幼児等の受給者 【乳幼児等医療の拡大により無料となる場合】

〇高額療養費現物給付なし

所得区分:区分ウ(年収約370万~約770万円)

保険点数:30,000点

高額療養費負担限度額:

80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%

乳幼児等医療負担限度額:2,000円

所得区分:区分ウ(年収約370万~約770万円) 保険点数:10,000点

公費①点数:10,000点

福祉医療負担限度額:6,000円(一般)

乳幼児等医療負担限度額:無料

[国保の場合]

[国保の場合]

0	0
0	0
0	0
0	-0
公費負担 医療の受 給者番号①	公費負担 医療の受 給者番号②
0	0
0	0
0	0
0	0
2	2
33	ಬ
1	0
6	6
公費負 租者番 □	公費負 担者番 号 ②
0	

10,000点×10円×1割 > 6,000円

⇒ 6,000円を記入

加石田入婚 浬 氷 * 416 30,000 9 0 3 2 * 灩 4⊠87 公費 日本 日本 日本

> 35,400 負担金額

> > 市町村単独医療費助成事業により患者

⇒ 公費一部負担金(控除額欄)は

記入しない

【社保の場合】

	10,000	0,9		# 	⇒公費一部負担金(控除額欄)は記入しない
硃		公費①	公費@	9	
	療養	の緒付		_	
£	430	2,000		7	
一部負担金額	80, 430	2, (
部河井					
			_		
ΠĘ					

6,000

負担金額

医	公費①	公費②	
療養	の給付		
80, 430	2,000		
4,	, 0		
80	2		
	\ \		
	ឣᇎ	-	
	2,000円		
	ŏ	.	
	~	\prec	
		댎	
	扁	2,000円を記	
	_ X	빙닏	
30, 000	30,000点×10円×1割	8	
,	1	7	
30	×	1	
	0 0	1	
	0	.	
	30		
		J	
医	公費①	公費②	
療養	の給付		

	市町村	₩	
)			
))			

 	乳幼児等医療	乳幼児等医療 乳幼児等医療	印除水床口	被保険者証	公費負担者	公費受給者	診療	本	4400	給付	特記	***	松上沙山		公費併用時	一部負担	公費①一部	か配合物
壓	受給者番号	対象者氏名	体限も笛り	記号番号	番号①		年月	入外	生牛月	割合	事項			公貞し后数	乳幼児等点数	金額	負担金額	狂怀佛
7	0000000	•		00000000			0305	5	H**. **. **	2	30	10	56,000			35, 400		
00	0000000	•		000000000			0305	5	H**. **. **	2	28	က	30, 000			80, 430		2,0
0	0000000	•	00000000	0000000		0000000	0305	9	**. **. ₩*.	2		7	10,000				6,000	

000

魯

ポイント◎ 高額療養費が現物給付される場合は一部負担金額欄を記入

一部負担金額等は、『診療報酬請求書等の記載要領等について』を参考に記入してください。

56,000点×10円×1割 > 35,400円

公費負担 医療の受 給者番号⊕

|国保の場合]

35,400円を記入

1

30区才

公 古 名 帝 帝 (1)

定

彤 *

*

灩

56,000

【松江市、雲南市、知夫村、飯南町、隠岐の島町の場合】

事例10 外来・福祉乳幼児等受給者・現物給付なし

本家入外:家族外来(給付割合7割)

所得区分:世帯非課税者・20歳未満の障がい児・者

保険点数:10,000点

福祉医療負担限度額:1,000円 公費①点数:10,000点

乳幼児等医療負担限度額:無料

[国保の場合]

3.2

0 6

公祖 中衛衛

公費負担者番号

【浜田市、出雲市、苗田市の場合】

事例11 外来・福祉乳幼児等受給者・現物給付なし

所得区分:区分ウ(年収約370万~約770万円)

本家入外:家族外来(給付割合了割)

所得区分:世帯非課税者・20歳未満の障がい児・者

事例12 外来・福祉乳幼児等受給者・現物給付なし (浜田市、出雲市、苗田市、江津市の場合)

本家入外:家族外来(給付割合7割)

保険点数:10,000点

公費①点数:10,000点

福祉医療負担限度額:6,000円(一般) 乳幼児等医療負担限度額:1,000円

福祉医療負担限度額:1,000円

公費①点数:10,000点

保険点数:10,000点

乳幼児等医療負担限度額:1,000円

[国保の場合]

0	φ	1
0	Φ	
0	φ	
0	φ	
0	Φ	
0	Φ	
0	φ	
公費負担 医療の受 給者番号⊕	公費負担 医療の受 給者番号②	
0	ф	
0	Ф	
0	φ	1
0	ф	V
2	ch l	
ಚ	೧	
9 1	0	_
公田 守衛者 回報	公費負 租者番 号 ②	
0	0	

9.1

国保の場合]

]ーとなる 福祉

医療と乳幼児等医療の自己負担額が同 → こども医療は記入しない

-部負担金額

116

定

※

*

10,000

一部負担金額				0,0	١	,	1, 0	
705		E	H000'9 ^		Н			
ປປ		,	ر ار	겈				
枨		. III	THE	⇒ 6,000円を記				
*)	X	ᅙ	П			ı
※	10,000	E		9,00				
₩	10,	4 9	10,000原×10円×1割	Π				
#=		700	IO,OI					
								1
硃	继		$\langle \langle$	₩(€	⟨(₩ (O)	1
	嶚;	寒	8	怨:	Į			l
E								1
部負担金額					,	\		
一部				H	血			ı

撫		10.00				
<u></u>		乗の	柒:) < 	4年③	
一部負担金額 円			6,000		1,000	
京点		日000/9 <	<u>_</u>			
张			⇒ 6,000円を記入			
长	10,000	10,000点×10円×1割	00′9			
HE		10,0				

1,000

30点×10円×1割 > 1,000円

⇒ 1,000円を記入

<u></u> 账	盤	4	黄田	公費③
	茶	変の	給付	-
F		-		
н.			00	000
象			6,000	1, (
型			Ň	
部負担金額			Λ	
垣	,	上	Jζ	
		F	L	
垣		一 6,000円		
		6,0		
世		٨	\prec	
			떋	
火		逦	松	
※		×	닝	
乖	10,000	田田	6,000円を記	
	Ŏ	10	١	
*	10	业		
		00		
шт		10,000点×10円×1割		
HE		ĭ	J	
	`	\top		
棌	继	∜	黄①	公費③

1		
ı		
	1	
	1	
	1	
	1	
Į		

別	被保険者証 公費負担者	松松	診療 本家	7.X 千 二 二	給付		**	14 12 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14	公典○上巻 公費併用時	一部負担	公費①一部	拉瓜多
10 0000000 • • • 0000000 11	記号番号 番号①	1 (1)	年月 入外	E+7	割合	事項	×××		△月∪ ^{元 数} 乳幼児等点数	金額	負担金額	生燃糖
11 000000	0000000	0	9 2020	H**. **. **	2		2	10,000				
		0 0000000	0305 6	H**. **. **	2		2	10,000			6,000	1,0
12 福祉医療費請求書(社保分)により請求す、	より請求する。			福祉医	医療と乳	と乳幼児等医	等医療	療の自己	負担額が同一となる	⇒こども医療は記入	は記入しない	

000

魯

ポイント◎ 福祉医療併用時は、乳幼児等医療費請求書で請求

社保分の場合で福祉医療併用時は、福祉医療を公費①とし、乳幼児等医療費請求書で請求

ただし、松江市・雲南市・知夫村・飯南町・隠岐の島町のこども医療と福祉医療併用者の場合は、福祉医療費は請求せず、こども医療のみ請求【事例10】し、 江津市のこども医療と福祉医療と両方の受給者は、自己負担額によりこども医療又は福祉医療のいずれかで請求【事例12、13、14】してください。

ポイント® 就学者における福祉医療併用時、自己負担額がこども医療と同一となる場合は福祉医療のみ請求

浜田市・出雲市・益田市・江津市のこども医療と福祉医療併用者であって、自己負担額が同一の場合は、福祉医療のみ請求【事例12】してください。

市町村単独医療費助成事業により患者

併用はしない(こども医療のみで請求)

出 **※**

*

10,000

福祉医療とこども医療の

⇒ 公費一部負担金(控除額欄)は

記入しない

[社保の場合]

【江津市の場合】

事例13 外来・福祉乳幼児等受給者・現物給付なし

本家入外:家族外来(給付割合7割)

所得区分:区分ウ(年収約370万~約770万円)

保険点数:15,000点

公費①点数:15,000点

福祉医療負担限度額:6,000円(一般)

乳幼児等医療負担限度額: 1,000円

【江津市の場合】

事例14 外来・福祉乳幼児等受給者・現物給付なし

本家入外:家族外来(給付割合7割)

所得区分:世帯非課税者・20歳未満の障がい児・者

保険点数:15,000点

公費①点数:15,000点

福祉医療負担限度額:1,000円

乳幼児等医療負担限度額:1,000円

[国保の場合]

△費負		ΨΠ
# 2 0 1 3 2 0 0 7 7 1 医験の受 (0	Ф
# 2 0 1 3 2 0 0 7 7 1 医験の受 (0	
 (を) (な) (な) (な) (な) (な) (な) (な) (な) (な) (な	0	
 (を) (な) (な) (な) (な) (な) (な) (な) (な) (な) (な	0	0
 (を) (な) (な) (な) (な) (な) (な) (な) (な) (な) (な		<u> </u>
2 0 1 3 2 0 0 7 7 1 医験の受 (<u> </u>
6 音		Ψ_
確	公費負担 医療の受 給者番号⊕	40 S W
研究 (2 mm) (2 mm) (3 mm) (3 mm) (4	7	æ
を表し の第一 の第一 の第一 の第一 の第一 の第一 の第一 の第一	7	1-
を表し の第一 の第一 の第一 の第一 の第一 の第一 の第一 の第一	0	Φ /
を表し の第一 の第一 の第一 の第一 の第一 の第一 の第一 の第一	\cap	•
を表し の第一 の第一 の第一 の第一 の第一 の第一 の第一 の第一		
を を を を を を を を を の を を の を を の を を の を の の を の の の の の の の の の の の の の	2	c)1
を を を を を を を を を の を を の を を の を を の を の の を の の の の の の の の の の の の の	3 2	C7
を を を を を を を を を の を を の を を の を を の を の の を の の の の の の の の の の の の の	1 3 2	67 6
#EX NO #EX NO	—	6 0 0
	—	0 0 3 2
	9 1	青春 ②
	9 1	青春 ②

自己負担額と同一の場合 ⇒福祉医療のみで請求 福祉医療の自己負担額がこども医療の

	点 ※ 決 定 点 一部負担金額 円	5,000	15,000点×10円×1割 > 1,000円 1,000	
	計	15,	15,000点×	
)	账:	紙	公費①	公費③
		操:	養の給:	Þ

7,000

15,000点×10円×1割 > 1,000円

公費の

一部負担金額

坦

迅

表点※ 注 15,000

ポイント◎ 福祉医療併用時、自己負担額によって乳幼児等医療費請求書又は福祉医療費請求 書のいずれかでのみ請求(江津市のみ)

※事例14は、事例12と同様の記入方法です。

[社保の場合]

	は記入しない	こども医療	引ーとなる ➡	負担額が同	療の自己	児等医	2	療と乳	福祉医				1 5°)により請求	求書(社保分	福祉医療費請求	#	14	
1,000					15,000	7		7	H**. **.	6	0305			00000000	00000000	•	0000000	13	
15	負担金額	金額	乳幼児等点数		来 来 来 来	I	- 事項	割合	HHA	入外	年月	番号①	番号①	記号番号	典	対象者氏名	受給者番号	壓	
七九八人名	公費①一部	一部負担	公費併用時	今期の万巻	保险工業	¥ 	4年記	給付	4年11日	外	診療	公費受給者	公費負担者	被保険者証	日本本地山	乳幼児等医療	乳幼児等医療		
																1			

自己負担額より大きい場合 ⇒こども医療のみで請求

福祉医療の自己負担額がこども医療の

 ∞

公費負担者務日 公費負 担者番

[国保の場合]

乳幼児等医療記入例

(調剤)

〇高額療養費現物給付なし

事例1 外来・未就学者・保険乳幼児併用・現物給付なし

本家入外:未就学者外来(給付割合:8割)

所得区分:一般

保険点数:500点

[国保の場合]

事例2 外来・就学者・保険乳幼児併用・現物給付なし

本家入外:家族外来(給付割合:7割)

保険点数:2,000点 所得区分:一般

_
40
맨
ϵ
먯
E

公吳①

公負①

公負②

公戏②

					j									
	0	公負①	8 0 6	33	2	0 0 0	0	Ó	0	公受①	0		0	0
		公負②								公受②				
Н				IJ				۱				H		ļ

	請 求 点 2,000		
	保飯	Θ	8
1	E		
	一部負担金額		
	京		
	来 点		

 Θ

(3)

			1		1]
Ξ/	押監	*	垣	※ ※	氷	迅	垣	一部負	一部負担金額	E
医医		2, (2,000							
Θ										
(3)										

【対保の場合】

	「日本の地」	•														
串圆		乳幼児等医療 乳幼児等医療 受給者番号 対象者氏名	保険者番号	被保険者証 記号番号	公費負担者 番号①	公費受給者 番号①	診療 年月	本 入 外	生年月日	給付 4 割合 ፮	特記 事項 _{目数}	数 保険点数	公費①点数 公費併	時 一部負 5数 金額	担 公費①一部 負担金額	控除額
-	0000000		00000000 00000000	00000000			0305	4	H**, **, **	8	1	200	0			
0	• 0000000		•• 00000000 00000000	00000000			0305	9	H**. **. **	7	2	2,000	0			

調剤薬局においては、一部負担金額が乳幼児等医療費により全額助成されるため、<u>公費一部負担金額欄(社保分は控除額欄)の記入は不要</u>

灩

〇高額療養費現物給付あり

事例3 外来・未就学者・保険乳幼児併用・現物給付あり

本家入外:未就学者外来(給付割合:8割)

所得区分:低所得

保険点数:18,754点

高額療養費負担限度額:35,400円

事例4 外来・就学者・保険乳幼児併用・現物給付あり 本家入外:家族外来(給付割合:7割)

所得区分:標準報酬月額28万~50万円

保険点数:28,623点

高額療養費負担限度額:80,100円+ (医療費-267,000円)×1%

[国保の場合]							ı			[国保の場合]		
公負①	9 0 3 2 0 0 0	3 2	0	0	公吳①	0 0 0 0 0	0	Ŏ	0	公負①	0 6	3
公負②					公癸②					公負②		
30EA										整基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基基		

		i
0		
0		
0		
0		
0 0 0		
0		
0		
公受①	公癸②	
0		
20000		
0		
0		
2		
9 0 3		
0		
6		
公負①	公負②	4 28区ウ
		4-1

半旦		
保險	Θ	8
請 求 点% 決 定 点 一部負担金額 円 18,754	18,754点×10円×2割 > 35,400円	⇒ 35,400円を記入

一部負担金額 円 80,292		
框	/ A 田01×	% 円を記入
3. 京 、	80,100円+(28,623点×10円	
*	[] 32	ĕ ♠
承 点。 28,623		1,767. 二 二 二
¥ 28,	80,100	80,292
型品		
保飯	Θ	0

【 大保の場合】

4	THE CANAL																	
串図	乳幼児等医療 受給者番号	乳幼児等医療 乳幼児等医療 受給者番号 対象者氏名	保険者番号	被保険者証 記号番号	公費負担者 番号①	公費受給者 番号①	診療 年月	本家 人外	生年月日	給付 特割合 事	祖祖	数保険	点数公	費①点数	公費併用時 L幼児等点数	一部負担 金額	公費①一部 負担金額	控除額
ო	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•	00000000	00000000			0305	4	H**. **. **	8	30	5 18	3, 754			35, 400		
4	0000000	00000000 000000000	00000000	00000000			0305	9	H**. **. **	7	28	3 28	28, 623			80, 292		

ポイント◎ 高額療養費が現物給付される場合は一部負担金額欄を記入

一部負担金額は、『診療報酬請求書等の記載要領等について』を参考に記入してください。

保险



請求に関するQ&A

~請求に関するQ&A~

No.	質問(Q)	回答(A)
1	レセプトの提出について、10日が土曜日、 日曜日及び祝日の場合は、いつが提出期限と なりますか。	提出期限は10日です。なお、10日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、事務所を開館し受付します。
2	レセプトの受付時間は何時までですか。	受付時間は8時30分から17時までです。
3	オンライン請求の送信締め切りは10日の 何時ですか。	10日の24時です。
4	開設者変更等の理由により医療機関(薬局) コードが変更となった場合、どのように請求 したらよいですか。	医療機関(薬局)コードごとに請求してください。
5	月の途中で被保険者証記号・番号が変更となった場合、どのように請求したらよいですか。	レセプトは1枚にまとめ、変更後の被保険者 証記号・番号を記入して請求してください。
6	月の途中で「本人・家族」の区分が変更となった場合、どのように請求したらよいですか。	レセプトは変更前後でそれぞれ作成し、請求 してください。
7	月の途中で保険者が変更となった場合、どの ように請求したらよいですか。	
	①国保及び後期高齢者医療において市町村 が変更となった場合	①市町村ごとにレセプトを作成し、請求して ください。
	②国保から社保、または社保から国保へ変更となった場合	②保険者ごとにレセプトを作成し、請求して ください。
8	月の途中で保険者が変更となった場合、保険 一部負担金はどのように算出したらよいで すか。	
	①島根県内で市町村が変更(住所異動)となった場合	①高額療養費が生じない場合は暦月ごと、保 険者ごとに算出してください。高額療養費 が生じる場合は、世帯の継続性が認められ

		る場合、転居月については居住日数にかかわらず、自己負担額はそれぞれ本来の2分の1に減額することとなっていますので限度額に留意して算出してください。
	②県内市町村と県外市町村間での変更又は 国保と社保間での変更	②被保険者は、暦月ごと、保険者ごとに自己 負担限度額まで負担することとなるため、 保険者ごとに算出してください。
	③後期高齢者医療で県内市町村が変更となった場合	③変更前と変更後の一部負担金を合算して 自己負担限度額までとなります。変更後 の一部負担金は自己負担限度額から変更 前の一部負担金を引いた額で計算して記 載してください。また、保険者の変更があ った旨を摘要欄に記入してください。
	④75歳に到達し国保から後期高齢者医療へ変更となった場合	④後期高齢者医療加入月は、加入前後それぞれの医療保険における自己負担限度額が 2分の1となります。
9	月の途中で 75 歳に到達し、国保から後期高齢者へ変更となった場合、どのように請求したらよいですか。	75 歳に到達した日以降のレセプト(後期高齢者医療分)とそれ以前のレセプト(国保分)に分けて請求してください。
10	外来レセプトの保険一部負担金はどのよう な場合に記入したらよいですか。	高額療養費が現物給付された場合のみ記入 してください。 ⇒P31(レセプト記入例 2)を参照してく ださい。
11	65歳から75歳未満の間に障害認定を受けてすでに後期高齢者となっている場合、 75歳に到達した月はどのように請求したらよいですか。	レセプトは後期高齢者医療分として請求しますが、必ず摘要欄に「障害」と記入してください。 ⇒P51(レセプト記入例 22)を参照してください。

12	レセプト提出後、内容に誤りがあることが判 明した場合、どうしたらよいですか。	「診療報酬明細書等取下げ依頼書」に必要事項を記入のうえ、国保連合会へ提出してください。様式は本会ホームページからダウンロードできます。 ⇒P27(レセプトの取下げについて)を参照してください。
13	傷病名の記載漏れのため減点となったレセプトについて、傷病名を追加し再審査請求を行うことはできますか。	審査結果に不服がある場合は、再審査請求することができますが、レセプトの追記・訂正は認められません。
14	福祉医療と公費 54 を併用する場合の請求 方法について教えてください。	P67(福祉医療記入例の難病公費の併用あり)を参照してください。
15	「資格確認結果連絡書」(P22参照)に出力されている被保険者(レセプト)は返戻ということでしょうか。	返戻ではありません。請求月に保険者振替又は分割となったレセプトを確認いただくために送付しています。
16	70歳以上の方で、限度額認定証を提示されなかった場合、特記事項はどのように記入すればよいでしょうか。	3割負担の方であれば「26区ア」を、2割 負担又は1割負担の方であれば「29区工」 を記入してください。
17	75歳以上(後期高齢者医療)窓口負担割合の2割化に伴う配慮措置について教えてください。	令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間、窓口負担割合が2割となった後期高齢者について、1か月の外来医療の負担増加額を3,000円以内に抑える措置のことです。請求における留意事項はP52を参照してください。
18	オンライン請求医療機関等における紙媒体 で返戻されたレセプトの請求方法について 教えてください。	オンライン請求医療機関等においては、令和5年4月以降の再請求はオンラインで行うこととなりました。P3を参照してください。



請求・問い合わせ先

〒690-0825 島根県松江市学園一丁目7番14号

島根県国民健康保険団体連合会 審査課

TEL 0852-21-2114(医科) 21-2130(歯科・調剤)

FAX 0852-21-3550

E-mail sinsa@shimane-kokuho.or.jp

ホームページ アドレス https://www.shimane-kokuho.or.jp